

「地球温暖化に関する取組」に係る関係府省の自主的点検結果（調査票）

重点検討項目①：国内における温室効果ガス削減の取組

＜調査票整理番号及び施策等の名称＞

【エネルギー起源二酸化炭素】

- 1 「地球温暖化対策計画」の策定
- 2 産業界における自主的取組の推進
- 3 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進
- 4 トップランナー制度による機械器具の省エネ性能の向上
- 5 建築物の省エネ性能の向上・低炭素化
- 6 エネルギーマネジメントによるエネルギーの賢い消費の実現等
- 7 エネルギーの面的な利用の促進
- 8 上下水道・廃棄物処理・ICT（情報通信技術）等における取組
- 9 公的機関の率先的取組
- 10 住宅の省エネ性能の向上・低炭素化
- 11 コージェネレーション・家庭用燃料電池の普及促進
- 12 その他の支援措置
- 13 環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進（自動車単体対策）
- 14 道路交通流対策
- 15 公共交通機関の利用促進
- 16 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進
- 17 物流の効率化・モーダルシフトの推進等
- 18 再生可能エネルギー発電の導入促進
- 19 火力発電の高効率化等
- 20 安全性が確認された原子力発電の活用

【横断的施策】

- 21 地方公共団体実行計画に基づく温暖化対策の推進
- 22 低炭素まちづくりの推進
- 23 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
- 24 税制のグリーン化
- 25 事業活動における環境への配慮の促進
- 26 金融のグリーン化
- 27 Jクレジット制度の推進
- 28 国内排出量取引制度
- 29 国民運動の展開
- 30 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化
- 31 気候変動に係る研究の推進

## 3 2 温室効果ガス観測衛星による地球環境観測

### 【非エネルギー起源二酸化炭素】

#### 3 3 混合セメントの利用拡大

#### 3 4 廃棄物の排出抑制、再生利用の推進

### 【メタン】

#### 3 5 有機性廃棄物の直接埋立量の削減

#### 3 6 水田の有機物管理

### 【一酸化二窒素】

#### 3 7 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等

#### 3 8 一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等

#### 3 9 施肥量の適正化・低減

### 【代替フロン等4ガス】

#### 4 0 代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策

### 【吸収源対策・施策】

#### 4 1 森林吸収源対策

#### 4 2 農地土壌吸収源対策

#### 4 3 都市緑化等の推進

## 重点検討項目②：国際的な地球温暖化対策への貢献

### ＜調査票整理番号及び施策等の名称＞

#### 4 4 二国間環境協力を通じた気候変動対策の推進

#### 4 5 二国間クレジット制度（JCM）の構築・実施

#### 4 6 環境政策対話等を通じた先進国間の水平的な協力

#### 4 7 気候変動分野における途上国支援

#### 4 8 新たな国際枠組みの構築に向けた貢献

#### 4 9 地球環境ファシリティ（GEF）による開発途上国における地球環境保全支援

#### 5 0 国際機関を通じた気候変動対策への貢献

#### 5 1 短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金関連業務（CCAC）

#### 5 2 G7 富山環境大臣会合での議論を通じたG7における地球温暖化対策の推進

## 重点検討項目③：国際的な地球温暖化対策への貢献

### ＜調査票整理番号及び施策等の名称＞

#### 5 3 日本における気候変動による影響の評価の取りまとめ

- 5 4 「気候変動の影響への適応計画」策定
- 5 5 「農林水産省気候変動適応計画」の策定
- 5 6 「国土交通省気候変動適応計画」の策定
- 5 7 気候変動リスク情報創生プログラム
- 5 8 気候変動適応戦略イニシアチブ
- 5 9 気候変動に関する科学的知見の提供
- 6 0 環境研究総合推進費（S-8 及び S-14）
- 6 1 気候変動適応情報プラットフォームの構築
- 6 2 地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業（モデル事業）
- 6 3 適応に関する国際協力・貢献の推進

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	1	府省名	内閣官房、経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①②	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	「地球温暖化対策計画」の策定		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第8条第1項に基づき、また、COP21において採択されたパリ協定を踏まえ、「地球温暖化対策計画」を策定し、我が国における地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る。</p> <p>【概要】 温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について定めた。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>平成26年10月以降、中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループの合同専門家会合において、「日本の約束草案」の策定に向けた検討を行ってきた。</p> <p>平成27年7月17日に、2030年度の削減目標を2013年度比で26.0%削減(2005年度比で25.4%削減)とする、「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部にて決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出した。また、同年11～12月に開催されたCOP21において、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の国際枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。</p> <p>パリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、来春までに「地球温暖化対策計画」を策定することとした。</p> <p>同計画について、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成28年3月15日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画(案)」を取りまとめ、パブリックコメントを行った。パブリックコメントを踏まえた「地球温暖化対策計画(閣議決定案)」について、地球温暖化対策推進本部において決定し、同年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。</p> <p>計画では、2030年度に2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)するとの中期目標について、国民・事業者等の各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、目標達成に向けた道筋を明らかにした。</p> <p>また、長期的な目標について以下のとおり方向性を位置付けた。</p> <p>「我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。」</p> <p>今後は、同計画に基づき中期目標の達成に向けた取組や、長期的な目標を見据えた戦略的取組を進めるとともに、毎年行う進捗状況の点検を通じ、対策・施策の実効性を確保していく。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):なし</p> <p>平成27年度(執行ベース):なし</p> <p>平成28年度(当初予算):なし</p>		
今後の課題・方向性等	地球温暖化対策の実効性を常に把握し確実にするため、計画の進捗管理の方法にしたがい、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等について、対策評価指標等を用いつつ厳格に点検し、必要に応じ、機動的に計画を見直す。		
	<p>【今後の課題】</p> <p>①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>「緩和」については、平成28年5月13日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき取組を推進する。なお、「適応」については、「気候変動の影響への適応計画」を平成27年11月に閣議決定しており、同計画に基づき取組を推進する。</p>		

## 【今後の課題】

②京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。

④省エネ性能の高い設備・機器の導入や、住宅・建築物の省エネ性能の向上に加え、地区・街区単位等での面的なエネルギー利用を促進することが重要であり、地方公共団体、事業者及び国民の連携の下での取組が必要である。

## 【進捗状況】

「日本の約束草案」においては、業務その他部門及び家庭部門それぞれで2030年度に2013年度比で4割の削減を見込んでいる。業務その他部門、家庭部門の排出削減のためには、電力の二酸化炭素排出原単位の改善に加え、需要側においても、高効率な省エネ設備・機器の導入、住宅・建築物の省エネ性能の向上、エネルギー管理システムの導入、国民運動の展開等の取組を進める必要があり、地球温暖化対策計画にもこれらの取組について記載した。

また、上記取組に加え、エネルギーの面的利用についても、国、地方公共団体、事業者等幅広い関係者が連携して取組を行っていくことを同計画に記載した。

## 【今後の課題】

③地球温暖化対策の取組を通じて、経済・社会的課題の解決にも貢献していく視点が、より重要となっていることを踏まえ、自立・分散型エネルギー社会を構築し、地産地消による地方の創生、災害に強いまちづくり等を実現するという視点を持ち、再生可能エネルギー等の導入を進めていく必要がある。なお、再生可能エネルギーについては、系統強化、国民負担の抑制等についても十分勘案し、必要な措置を引き続き講じる必要がある。

## 【進捗状況】

地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、多様な地域の課題にも応えるよう配慮することが有効かつ重要であり、地球温暖化対策計画においてもその旨を記載するとともに、都市計画の策定等の関連施策の実施に当たっては地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮する旨を記載した。また、再生可能エネルギーについては、安定供給面、コスト面、環境面等の課題、系統整備や系統運用ルールの整備などに適切に対処しつつ、最大限の導入拡大と国民負担の抑制の両立を実現する旨を同計画に記載した。

## 【今後の課題】

⑤地方公共団体、事業者及び国民による地球温暖化に関する取組の加速化に資するよう、既に行われている低炭素社会実行計画をはじめとする自主的な取組を踏まえつつ、国が削減目標やその達成に向けた対策・施策を示す必要がある。

## 【進捗状況】

平成27年7月17日に、2030年度の削減目標を2013年度比で26.0%削減(2005年度比で25.4%削減)とする、「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部にて決定し、国連に提出した。また、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、目標達成に向けて国民・事業者等の各主体が取り組むべき対策(低炭素社会実行計画を含む)や国の施策を明らかにした。

## 【今後の課題】

⑥地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、個別の対策・施策の進捗状況について、費用対効果の視点も含めて点検し、必要に応じ見直しを行う必要がある。

## 【進捗状況】

地球温暖化対策計画の策定されるまでの間については、「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)において、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を行うこととされたことを踏まえ、対策・施策を着実に実施してきた。2013年度の対策・施策については京都議定書目標達成計画に定める進捗管理の方法を踏まえて進捗状況の点検を実施し、地球温暖化対策推進本部として点検結果を取りまとめた(平成28年2月12日)。

## 【今後の課題】

⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。

⑧ACEIに基づき、JCMの具体案件の実施を通じて制度を本格的に運用・拡大するとともに、環境技術の世界的な普及において我が国がリーダーシップを発揮することが望ましい。

## 【進捗状況】

地球温暖化対策計画に世界全体での排出削減等につながる取組を積極的に推進する旨を記載するとともに、地球温暖化対策計画について、我が国の地球温暖化対策に取り組む姿勢を示すものとして、G7富山環境大臣会合やG7伊勢志摩サミットにおいて紹介した。

また、同計画に「途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。これにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO<sub>2</sub>の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる。JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。」と定めた。

## 【今後の課題】

⑩国際経済において、低炭素化の取組の有無がビジネス上のチャンスにもリスクにもなりつつあることに鑑み、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援するなど、経済・社会のグリーン化を推進することが重要である。

## 【進捗状況】

地球温暖化対策計画に「温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、必要な温室効果ガス削減対策に的確に民間資金が供給されることが必要である。また、世界的にも機関投資家が企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが急速に拡大している。このため、金融を通じて環境への配慮に適切なインセンティブを与え、グリーン経済を形成していくための取組(金融のグリーン化)を進める。」と記載した。

第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	2	府省名	経済産業省、環境省、関係府省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	産業界における自主的取組の推進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 事業者が自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進し、産業・業務・運輸・エネルギー転換部門における二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 2013年度以降の産業界の自主的取組については、「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)において、「『低炭素社会実行計画』に基づく事業者による自主的な取組に対する評価・検証等を進める」とこととされているところ。具体的には、産業界が業種単位で、経済的に利用可能な最善の技術(BAT)の最大限の導入を前提とした2020年、2030年の削減目標などを含む温室効果ガス排出削減計画(低炭素社会実行計画)を策定・実施し、政府において厳格な評価・検証を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>産業界の自主的取組については、「京都議定書目標達成計画の進捗状況」(平成26年7月1日地球温暖化対策推進本部決定)において、世界最高水準のエネルギー効率の維持など産業界における温暖化対策の中心的役割を担う自主行動計画が十分に高い成果を上げてきたと評価されている。</p> <p>2014年度、2015年度においても、引き続き、産業界の地球温暖化対策の中心的な取組である低炭素社会実行計画について、関係審議会等による厳格な評価・検証を実施した。</p> <p>また、2015年4月に経団連が「経団連低炭素社会実行計画(フェーズⅡ)」を発表し、従来の2020年目標に加え、①2030年目標の設定、②主体間連携、③国際貢献、④革新的技術開発の4本柱について、取組みの強化を図ることとし、政府としても各業界の計画策定を奨励した。平成27年度末までに、経団連非参加業種含め、94業種が2030年目標を設定し、各業種において着実な地球温暖化対策の取組が進められた。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):なし</p> <p>平成27年度(執行ベース):なし</p> <p>平成28年度(当初予算):なし</p>		
今後の課題・方向性等	<p>2015年7月の地球温暖化対策本部で決定した「日本の約束草案」における削減目標を達成するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未策定業種に対する策定検討の働きかけの強化</li> <li>・フォローアップを通じた各業種が行い得る最大限の目標設定及び不断の見直しの促進</li> <li>・低炭素社会実行計画参加業種の継続的な取組、業務部門をはじめとするカバー率の向上</li> <li>・業種ごとの活動量やエネルギー原単位等の経年データ及びその増減に関する分析等に関する更なるデータ開示</li> <li>・フォローアップ調査の公表内容の統一、所管省庁の公表水準の引き上げ</li> <li>・低炭素社会実行計画の新たな柱立て(主体間連携、国際貢献、革新的技術開発)における取組の促進等の課題が挙げられる。今後の低炭素社会実行計画フォローアップの実施に当たっては、引き続きこれらの課題に可能な限り対応し、計画の実効性を一層高めていく。</li> </ul>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	3-1	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進①		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 製造分野において省エネ型機器の普及を促進し、製造分野におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 低炭素社会実行計画に基づく各種省エネルギー機器の導入に支援措置を講ずる。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金（新規採択件数：平成26年度 1,474件、平成27年度 1,339件） 平成28年度も同事業を継続して実施している。</p> <p>本事業により、計画時の省エネ量に比べ、達成時の省エネ量が平成24年度では140%、平成25年度には146%にまで増加した。</p>		
施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):	47,409,000	
	平成27年度(執行ベース):	35,814,000	
	平成28年度(当初予算):	51,500,000	
今後の課題・方向性等	平成28年度より、省エネ法との連携を重視する観点から、大企業については、「中長期計画」に基づき実施される事業のみを対象にすることとした。さらに、導入する設備がトップランナー制度対象機器となっているものについては基準エネルギー消費効率を満たす機器のみを対象とし、高水準での省エネ設備導入を促しているところ。引き続き省エネ法との連携を深め、効果を高めていく。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	3-2	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 燃費性能の優れた建設機械の普及を促進し、建設工事におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 一定の燃費基準値を達成した建設機械(燃費基準達成建設機械)や、ハイブリッド式・電動式等の先進的な技術を搭載した建設機械(低炭素型建設機械)を認定し、普及を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【基準】 低炭素型建設機械の認定に関する規程 (平成22年度認定開始、平成24年度改定 認定対象の拡充、平成25年度改定 認定対象の拡充) 燃費基準達成建設機械の認定に関する規程 (平成25年度認定開始)</p> <p>【融資】 環境・エネルギー対策資金(建設機械等関連・特定特殊自動車関連) 平成22年度より低炭素型建設機械を融資対象。 平成26年度より燃費基準達成建設機械を融資対象に追加。</p> <p>低炭素型建設機械として、平成27年度末時点で30型式が認定されている。 燃費基準達成建設機械は、平成27年度末時点で4型式が認定されている。 これらの事業により、低炭素型建設機械の累計販売台数は平成24年度が1,560台、平成25年度が2,260台、平成26年度が3,180台となった。</p> <p>【補助金】 省エネルギー型建設機械導入補助事業 平成26年度 交付実績(導入補助事業分:1,312,640,000円、731件) 平成27年度 交付実績(導入補助事業分:1,857,660,000円、958件) 省エネルギー型建設機械導入補助金は、国土交通省策定の燃費基準値を超える燃費性能を有する建設機械であるとともに、排ガス四次規制(2011、2014年)に適合している車両を対象としており、当該基準を満たす車両のうち、製造事業者、輸入事業者等から申請され、事前に(一社)製造技術科学センターで審査・承認された建設機械のみが補助対象となっている。当該補助対象車両として、2年間で計1,689台の省エネ建設機械が導入され、燃費性能の優れた建設機械の普及を促進し、建設工事におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減するという施策目的に寄与した。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 省エネルギー型建設機械導入補助事業 1,361,498千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 省エネルギー型建設機械導入補助事業 1,908,256千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 省エネルギー型建設機械導入補助事業 1,800,000千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>燃費基準達成建設機械認定制度は、国土交通省の定めた燃費基準を達成する建設機械を認定する制度であるが、燃費測定が規格化されて燃費基準が定められている機種は土工主要3機種である油圧ショベル、ブルドーザ、ホイールローダに限られている。 今後は3機種以外のCO2排出量寄与度が高い機種について燃費基準を定めることとしている。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

**「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	3-3	府省名	農林水産省 環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進③		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 施設園芸、農機、漁船における省エネルギー設備・機器の普及を促進し、農業・水産業におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備、高速代かき機などの農業機械等、省エネ型船外機やLED集魚灯等の導入等を支援するとともに、技術開発を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【予算・補助】</b> 燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸省エネ設備リース導入支援事業(平成24年度補正、平成27年度終了。平成26年度は2,039件、ヒートポンプ7,994台、木質バイオマス加温機6台ほか導入。平成27年度は990件、ヒートポンプ2,214台、木質バイオマス加温機25台ほか導入(中間とりまとめ)) 農業機械省エネルギー性能評価確立事業(平成21～22年:トラクター(30馬力以上40馬力未満)及び穀物乾燥機(収容容量10t以下)の省エネ性能評価方法を確立) 生産環境総合対策のうち温暖化対策貢献技術支援事業(緩和タイプ)(平成25～平成26年度。平成26年度は4件実施) 産地リスク軽減技術総合対策のうち省エネ設備等技術確立支援事業(平成27～平成31年度。平成27年度は2件実施)</p> <p><b>【普及啓発】</b> 燃油価格高騰緊急対策における施設園芸省エネルギー生産管理マニュアルによる生産管理(平成25年度改定:農林水産省HPに掲載)(平成24年度補正、平成28年度終了予定、平成24～27年度までに7,363ha(加温施設面積)で実践(中間とりまとめ)) 農業機械の省エネ利用マニュアル(平成21年度改訂:農林水産省HPに掲載)</p> <p><b>【予算・補助】</b> ・水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業 漁業の省エネルギー化等に資する新技術の実証試験を支援 (平成27年度開始、平成27年度は1件の省エネ技術の実証試験を実施)</p> <p>・漁業構造改革総合対策事業のうちもうかる漁業創設支援事業 漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進することで、漁業の競争力を強化するため、改革型漁船の導入等により、収益性向上の実証に取り組む漁協等に必要な経費を支援 (平成21年度開始)</p> <p>・省エネ機器等導入推進事業(基金名:漁業経営セーフティーネット構築等事業基金) 省エネに取り組むために漁業者グループがLEDや省エネ型エンジンを導入する場合の機器設備費用を支援 (平成26年度補正予算で実施)</p> <p>・ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業 農業法人等がヒートポンプ設備を農家に貸出、低炭素化を推進する費用を支援 (平成28年度開始)</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸省エネ設備リース導入支援事業: 4,623,187千円 温暖化対策貢献技術支援事業(緩和タイプ): 57,321千円 農業分野におけるCO2排出削減促進検討事業: 37,554千円 漁業構造改革総合対策事業のうちもうかる漁業創設支援事業: 1,599,000千円(基金分)、29,434千円(補助金分) 省エネ機器等導入推進事業(基金名:漁業経営セーフティーネット構築等事業基金): 3,799,697千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 燃油価格高騰緊急対策のうち施設園芸省エネ設備リース導入支援事業: 1,692,419千円(中間とりまとめ) 産地リスク軽減技術総合対策のうち省エネ設備等技術確立支援事業: 35,073千円 農業分野におけるCO2排出削減促進検討事業: 55,000千円 水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業: 48,312千円 漁業構造改革総合対策事業のうちもうかる漁業創設支援事業: 3,450,770千円(基金分)、16,351千円(補助金分)</p>		

	<p>平成28年度(当初予算):  産地リスク軽減技術総合対策のうち省エネ設備等技術確立支援事業: 30,477千円  水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業: 40,603千円  漁業構造改革総合対策事業のうちもうかる漁業創設支援事業: 300,000千円(補助金分)  ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業: 275,000千円</p>
今後の課題・方向性等	<p>施設園芸、農機における省エネルギー設備・機器の導入促進については、平成18年度より事業を引き継ぎつつ実施しており、施設園芸・農業機械分野で2013年までに52.2万トンCO2を削減する目標(基準年2005年)に対し、2013年度までに56.6万トンのCO2削減実績となっている。</p> <p>省エネに資する技術及び機器の開発・導入を促進する施策により、引き続き農業・水産業におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量削減を実施していくことが重要。</p>
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	—

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	4	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	トップランナー制度による機械器具の省エネ性能の向上		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> トップランナー制度により機器のエネルギー消費性能向上を図り、機器の使用時のエネルギー消費効率を改善する。</p> <p><b>【概要】</b> 家電等のエネルギー消費機器を指定し、その時点で商品化されている製品のうち最もエネルギー消費効率が優れたもの(トップランナー)の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して基準を定め、3～10年程度先に設定される目標年度までに販売する製品が当該基準を満たすことを求める。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> エネルギーの使用の合理化等に関する法律</p> <p>平成27年度は、小型貨物自動車、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫の新しい基準を策定した。また、ショーケースのトップランナー機器への追加の検討を行った。さらに、燃費試験におけるWLTP(乗用自動車等の国際調和排出ガス・燃費試験法)のトップランナー制度への導入について、検討を行った。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):なし</p> <p>平成27年度(執行ベース):なし</p> <p>平成28年度(当初予算):なし</p>		
今後の課題・方向性等	<p>これまで当該施策を通じてエアコンで約30%、テレビで約30%、家庭用電気冷蔵庫で約43%、電子レンジで約11%などのエネルギー消費効率の向上が達成されてきた。今後も引き続きトップランナー制度の対象の拡大や基準の見直しについて、検討を行う。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b> ② 京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p><b>【進捗状況】</b> 平成27年1月に開催された、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会(第9回)」において、トップランナー制度に係る今後の整理を行った。当該整理に従い、民生部門で使用されている機器等の省エネ性能をより一層高めるべく、引き続きトップランナー制度の対象の拡大や基準の改正について、検討を行う。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5	府省名	経済産業省、国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	建築物の省エネ性能の向上・低炭素化		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 「規制」、「誘導措置」、「インセンティブの付与」等により建築物の省エネ化を推進し、建築物でのエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する大規模建築物の省エネルギー基準への適合義務化の円滑な施行を目指す。また、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する。これに向けて、円滑な実施のための環境整備に取り組む。具体的には、省エネルギー対策の一層の普及や、建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施するとともに、民間の自立的な省エネルギー投資を促すための支援を図る。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律】</b> ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年7月8日公布。誘導措置は平成28年4月1日施行、規制措置は交付日から2年以内に施行。) ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p><b>【税制】</b> ・非住宅建築物の省エネ投資促進税制</p> <p><b>【予算・補助】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物省CO2先導事業(平成26年度 10件) ※非住宅建築物の採択件数</li> <li>・住宅・建築物省エネ改修等(平成26年度 250件) ※非住宅建築物の採択件数</li> <li>・サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)(平成27年度 15件) ※非住宅建築物の採択件数</li> <li>・既存建築物省エネ化推進事業(平成27年度 81件) ※非住宅建築物の採択件数</li> <li>・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・実証事業)(平成26年度 89件、平成27年度 24件) ※交付決定件数</li> </ul> </p> <p><b>【普及・啓発】</b> ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の開発・普及 ・住宅・建築物の省エネルギー性能表示制度(BELS)の開発</p> <p><b>【その他】</b> ・省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備事業</p> <p>これらの事業により、非住宅建築物の省エネ基準適合率は平成26年度では90%にまで推移している。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物省CO2先導事業</li> <li>・住宅・建築物省エネ改修等推進事業</li> </ul> <p>: 9,559,636千円(※1 住宅・建築物含む ※2 事務費は除く)</p> <p>・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・実証事業): 4,644,737千円</p> <p>平成27年度(執行ベース):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)</li> <li>・既存建築物省エネ化推進事業</li> </ul> <p>: 7,773,243千円(※1 住宅・建築物含む ※2 事務費は除く)</p> <p>・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・実証事業): 1,585,965千円</p> <p>平成28年度(当初予算):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナブル建築物等先導事業</li> <li>・既存建築物省エネ化推進事業</li> </ul> <p>: 10,946,000千円の内数</p> <p>・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・実証事業): 11,000,000千円の内数</p> <p>・業務用ビル等における省CO2促進事業: 5,500,000千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は、昭和54年の省エネ法制定以降、省エネ措置の届出を義務化し、順次対象を拡大するとともに、省エネ基準の強化を図ってきた。さらに、平成27年7月には、大規模非住宅建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等を措置した「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が公布されたところ。また、平成28年度より、同法に基づく、住宅・建築物のエネルギー消費性能の表示制度(BELS)を創設したところ。</p> <p>今後は、更なる省エネ化を促進するため、規制の必要性や程度、バランス等を十分に考慮しながら、2020年までに新築建築物について、段階的に省エネ基準への適合義務化に向けた環境整備を進める。また、既存の建築物も含めて建築物の省エネ性能を表示するBELSの普及を図りつつ、引き続きインセンティブの付与等により省エネ促進を進めることとしている。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b> ② 京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p><b>【進捗状況】</b> 平成27年7月には、大規模非住宅建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等を措置した「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が公布されたところ。また、平成28年度より、同法に基づく、住宅・建築物のエネルギー消費性能の表示制度(BELS)を創設したところ。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	6	府省名	総務省 経済産業省 環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	エネルギーマネジメントによるエネルギーの賢い消費の実現等		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> BEMS, HEMS, MEMS等のエネルギー管理システムの導入を支援し、普及拡大を促進する。</p> <p><b>【概要】</b> インフラとなるスマートメーターの整備を進め、2020年代早期に全世帯・全工場にスマートメーターを導入する。並行して、エネルギーマネジメントシステム(HEMS, BEMS等)の導入を進めるとともに、エネルギー消費データの活用による取組を促進し、エネルギー消費の最適化を目指す。 供給側の状況に応じて需要者が電力需要を変化させるディマンド・リスポンスなど効率的なエネルギーマネジメントシステム(EMS)を普及する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>&lt;規制&gt; ・省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」において、エネルギー消費機器の総合的な管理を可能にすべく、BEMSの採用を考慮するよう明記している。</p> <p>&lt;支援&gt; ・「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」において、省エネ設備・システムの導入支援、あるいは電気需要平準化対策設備・システムの導入支援に際し、エネルギー管理支援サービス事業者(エネマネ事業者)を活用してEMSを導入する場合、一定の要件のもと高い補助率をかけることとしている。平成26年度に472件、平成27年度に663件を採択。 ・「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業)」において、補助要件としてHEMSの導入を必須としており、平成26年度に870件、平成27年度に5,850件のZEHを補助。 ・「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業)」において、補助要件としてBEMSの導入を必須としており、平成26年度に89件、平成27年度に16件のZEBを補助。 ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち、特に特に設備の増強が見込まれているデータセンターについて、抜本的な省エネを実現するデータセンターの構築を図るため、「省エネ型データセンター構築・活用促進事業」(H26、H27)及び「次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業」(H28)において、省エネ型の空調等の設備、省エネ型のサーバー等のICT機器・システムの導入及びエネルギーマネジメントシステム導入に対して補助。平成26年度に4件、平成27年度に4件の採択。 ・被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インタフェース導入事業) (平成26年度予算までで、14自治体に対して補助) 東日本大震災の被災地域の地方公共団体等が、地域レベルでの高度なエネルギーマネジメントの実現のために必要となる通信用機器・設備等を導入する際、その費用の一部を補助する事業を実施。 ・先進的ICT国際標準化推進事業(スマートコミュニティにおけるエネルギーマネジメント通信技術:平成24年度～平成26年度) 地域コミュニティにおけるエネルギーマネジメントを実現するため、エネルギー情報集約拠点から通信ネットワークを経由して、各建物のエネルギー使用量をリアルタイムに把握するとともに、地域内全体でのエネルギー需給状況に応じて、個々の建物におけるエネルギー使用量を高精度かつ高信頼で最適に制御するための情報通信技術の研究開発を実施。</p>		
「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	47,409,000千円の内数	
	平成27年度(執行ベース):	35,814,000千円の内数	
	平成28年度(当初予算):	51,500,000千円の内数	
「住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	10,076百万円の内数	
	平成27年度(執行ベース):	14,287百万円の内数	
	平成28年度(当初予算):	11,000百万円の内数	

「エネルギー管理システム(BEMS・HEMS)導入促進事業費補助金」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	620,666千円
	平成27年度(執行ベース):	—
	平成28年度(当初予算):	—
「被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インターフェース導入事業)」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	611,436千円
	平成27年度(執行ベース):	—
	平成28年度(当初予算):	—
「先進的ICT国際標準化推進事業」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	159,872千円
	平成27年度(執行ベース):	—
	平成28年度(当初予算):	—
「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	基金9,400,000千円の内数
「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業」の予算額(千円)	平成27年度(執行ベース):	4,702,407千円の内数
「次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業」の予算額(千円)	平成28年度(当初予算):	1,200,000千円
今後の課題・方向性等	<p>&lt;規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き同指針「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」により、BEMSの導入促進を図る。</li> </ul> <p>&lt;支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、省エネ設備・システムの導入支援事業、あるいは電気需要平準化対策設備・システムの導入支援事業において、エネマネ事業者を活用してEMSを導入する場合、一定の要件のもと高い補助率をかけることとしており、引き続きEMS導入の促進を図っていく。</li> <li>ZEB、ZEHについては、エネルギー基本計画において、「建築物については、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を実現することを目指す。また、住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の実現を目指す」との政策目標が掲げられており、引き続き本目標の実現を目指すことによりEMSの普及拡大を促進する。</li> <li>EMS等の省CO2設備の導入支援を通じて、業務その他部門のCO2排出量削減を進める。</li> <li>今後も通信の観点から、エネルギーマネジメントシステムに関する取組を引き続き推進。</li> </ul>	
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>② 京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p>【進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ZEH支援事業、ZEB実証事業において、それぞれ補助要件としてHEMS、BEMSの導入を必須とすることや、省エネ設備・システム導入支援や電気需要平準化対策設備・システムの導入に際し、EMSを導入する場合、一定の要件のもと高い補助率をかけることにより、EMSの導入を促進し、民生部門の省エネ取組を推進した。</li> <li>業務その他部門の中でも、特に設備の増強が見込まれているデータセンターへの省CO2化を図るため、省エネ設備やエネルギーマネジメントシステムへの導入支援を行った。</li> <li>東日本大震災の被災地域の地方公共団体等を対象とした被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インターフェース導入事業)を通じ、地方公共団体施設等に再生可能エネルギー設備を含めたスマートグリッド通信インターフェース設備の導入により、エネルギー利用の効率化、エネルギーの地産地消の取組に貢献した。</li> </ul>	

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的 point 検査結果(調査票)

整理番号	7	府省名	経済産業省、国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	エネルギーの面的な利用の促進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】複数の施設・建物において、電気、熱などのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等により効率的なエネルギーの利用を実現することは、大きな省エネルギー・省CO2効果を期待でき、防災や地域振興の観点からも望ましい。そのため、都市開発などの機会を捉え、地区レベルでのエネルギーの面的利用を推進するとともに、再生可能エネルギーを併せて活用することで、面的な省エネルギー・省CO2の達成を図る。</p> <p>【概要】都市計画制度の活用、エネルギーの面的利用が有効な地域のシミュレーション、期待される省エネルギー・省CO2効果の算出、効率的なエネルギー利用に資する設備・システムの導入に対する支援等を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算・補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先導的都市環境形成促進事業費補助金(モデル事業支援)(国交省・平成26年度終了。括弧内は平成26年度予算の実績)</li> <li>・複数街区にまたがる事業計画区域内における、普及可能性、先進・先導性を備えたエネルギー面的利用に資する施設を整備するための支援。(新規1件、継続4件)</li> <li>・地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(経産省・平成26年度補正予算～平成32年度終了予定。括弧内は平成26年度補正予算の実績)</li> <li>・地域の実情に応じ、再生可能エネルギー等を利用した先導的な地産地消型エネルギーシステムの構築のため、民間事業者等による事業化可能性調査(新規73件)、マスタープラン策定(新規8件)、モデル構築事業(新規20件)等を支援(平成26年度補正予算)。</li> <li>・災害時業務継続地区整備緊急促進事業(施策整備事業支援)(国交省・平成27年度～平成32年度終了予定。括弧内は平成27年度予算の実績)</li> <li>・都市の防災性の向上に資するエネルギー面的ネットワークの構築に必要な施設整備事業に対して支援(新規6件)</li> <li>・自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業(環境省・平成26年度～平成28年度終了予定。括弧内は平成26年度予算の実績(以降については、継続採択))</li> <li>・災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギー社会の構築に貢献するため、東松島市等で実証事業(新規4件)を実施。</li> <li>・公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業(環境省・平成28年度～平成32年度終了予定)</li> <li>・地域全体でのCO2削減対策を強化するため、再生可能エネルギー等を活用した複数のマイクログリッド間でエネルギーを融通するシステムのモデルを確立させる。</li> </ul>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 478,628千円の内数</p> <p>平成27年度(執行ベース): 3,767,262千円の内数</p> <p>平成28年度(当初予算): 8,715,000千円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	<p>エネルギーの面的な利用の促進に向けては、事業性の確保及び地域に根ざした効率的なエネルギー利用を実現するためのシステム構築のノウハウの蓄積が課題。また、都市防災性の向上に資するエネルギーシステムの構築も重要。このため、各種予算措置の中では、自治体と連携する取組に対する手厚い支援の実施や、災害時業務継続地区整備緊急促進事業(都市の防災性の向上に資するエネルギー面的ネットワークの構築に必要な施設整備事業に対して支援)の創設などの工夫を行っているところ。今後は、モデルケースを増やすとともに、事例分析等を行うことで、他地域への横展開を図る。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>③省エネ性能の高い設備・機器の導入や、住宅・建築物の省エネ性能の向上に加え、地区・街区単位等での面的なエネルギー利用を促進することが重要であり、地方公共団体、事業者及び国民の連携の下での取組が必要である。</p> <p>④地球温暖化対策の取組を通じて、経済・社会的課題の解決にも貢献していく視点が、より重要となっていることを踏まえ、自立・分散型エネルギー社会を構築し、地産地消による地方の創生、災害に強いまちづくり等を実現するという視点を持ち、再生可能エネルギー等の導入を進めていく必要がある。なお、再生可能エネルギーについては、系統強化、国民負担の抑制等についても十分勘案し、必要な措置を引き続き講じる必要がある。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>ご指摘の課題を踏まえ、以下のような取組を実施しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消型再生可能エネルギー面的利用推進事業費補助金において、民間事業者と地方公共団体が連携してモデル構築を行う場合に補助率を上乘せするなど、事業者と地方公共団体の連携を後押しする工夫を行っているところ。</li> <li>・自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業において、地域やコミュニティレベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通しあう」システムの本格実証を行っているところ。</li> <li>・公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業において、地域全体でのCO2削減対策を強化するため、公共施設等を対象とし、再生可能エネルギー等を活用した複数のマイクログリッド間でエネルギーを融通するシステムのモデルの確立に向けて取り組んでいるところ。</li> <li>・また、平成27年度から災害時業務継続地区緊急促進事業において、国、地方公共団体、事業者等により構成される協議会に対し、支援を行っているところ。</li> </ul>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	8	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	上下水道・廃棄物処理・ICT等における取組		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 上下水道・廃棄物処理・ICT等の社会システムに係る各分野における、二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 上下水道・廃棄物処理・ICT等社会システムの整備に当たり、CO2排出の抑制のための技術等の導入支援等をする。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>環境省          &lt;予算・補助支援&gt;          ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち、          「省エネ型データセンター構築・活用促進事業」において、省エネ型の空調等の設備、省エネ型のサーバー等のICT機器・システムの導入に対して補助。平成26年度に4件、平成27年度に4件の採択。          「上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業」において、水道施設内におけるインバータ等省エネ型の設備・機器・システム、配管系統における圧力・流量計等の計測や末端配水圧力の適正化のための監視・制御・計装設備や未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入に対して補助。平成26年度に23件、平成27年度に25件の補助。          ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち、          「省エネ型データセンター構築・活用促進事業」において、省エネ型データセンターの利活用によるCO2削減効果を検証するとともに、CO2削減効果に関する評価モデルを構築。(平成26～27年度)          「3R技術・システムの低炭素化促進検討・実証事業」において、3R技術・システムについてCO2排出削減効果、削減ポテンシャル及び事業性を検証するための実証事業等を実施。(平成26～28年度)          「下水熱等未利用熱ポテンシャル調査」において、ポテンシャルマップを作成、マニュアルを構築。(平成26年度)</p> <p>&lt;法律・基準&gt;          廃棄物の処理及び清掃に関する法律          廃棄物処理施設整備計画</p> <p>&lt;予算・補助&gt;          廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業(平成28年度開始 200百万円の内数。)          循環型社会形成推進交付金(平成26年度 89,626百万円の内数)による市町村の廃棄物発電施設の整備等の事業の支援          低炭素型廃棄物処理支援事業(平成28年度開始 1,700百万円の内数。)          廃棄物熱回収施設設置者認定制度(平成23年度開始。平成24年度 4件、平成25年度 1件 認定。)</p> <p>これらの施策等により、以下の効果が得られた。          廃棄物発電(一般廃棄物)の総発電能力は平成26年度では1,907MWであった。          また容器包装プラスチックの分別収集量が平成26年度では666千トンであり、その一部が原燃料利用されている。          設置された高効率廃棄物エネルギー利用施設等は平成26年度では計38件、平成27年度では計39件となった。          認定を受けた熱回収施設は、平成24年度では計12件、平成25年度には計13件となった。</p>		
「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	基金9,400,000千円の内数及び43,879,000千円の内数	
	平成27年度(執行ベース):	4,702,407千円の内数	
「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	3,382,000千円の内数	
	平成27年度(執行ベース):	3,136,000千円の内数	
	平成28年度(当初予算):	3,150,000千円の内数	
「次世代省CO2型データセンター確立・普及促進事業」の予算額(千円)	平成28年度(当初予算):	1,200,000千円	
「上水道システムにおける省CO2促進モデル事業」の予算額(千円)	平成28年度(当初予算):	2,400,000千円	
「低炭素型廃棄物処理支援事業」の予算額(千円)	平成28年度(当初予算):	1,700,000千円	

「循環型社会形成推進交付金」の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 89,626百万円の内数
	平成27年度(執行ベース): 67,886百万円の内数
	平成28年度(当初予算): 36,470百万円の内数
「廃棄物焼却施設からの余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業」の予算額(千円)	平成28年度(当初予算): 200,000千円の内数
今後の課題・方向性等	<p>・データセンター、上水道システムにおいて、EMS等の省CO2設備の導入支援を通じて、業務その他部門のCO2排出量削減を進める。</p> <p>・廃棄物発電等の熱回収については、今後、ごみ処理の広域化、施設の改良等による更なる高効率化を推進する必要がある。また、容器包装リサイクル法に参加する市町村によって分別収集されたプラスチック製容器包装についても、材料リサイクルで発生した残渣やケミカルリサイクルで炭化水素油等にならなかったものを対象としたエネルギー化の更なる高効率化を図ることが課題。</p>
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>② 京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>今後、設備の増強が見込まれるデータセンターや、継続的なCO2排出が見込まれる上水道システムの省CO2化を推進することにより、業務その他部門のCO2排出量削減を進めた。</p>

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	9	府省名	全省庁
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a),b)
施策等の名称	公的機関の率先取組		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 政府実行計画及びこれに基づく各府省実施計画に基づき目標達成に向けて必要な措置を実施する。国及び独立行政法人等で、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すとともに、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施する。</p> <p><b>【概要】</b> 政府は、新たな地球温暖化対策計画に則した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、旧政府実行計画(平成19年3月閣議決定)に掲げられたものと同等以上の取組を推進し、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等に取り組む。国及び独立行政法人等で、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等を率先調達するとともに、電力、自動車、船舶、ESCO、建築及び産業廃棄物の6分野を中心に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>○平成25年度以降は、「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月地球温暖化対策推進本部決定)に基づき、旧政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進した。</p> <p>○平成25年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は、1,768,306 tCO<sub>2</sub>となった。旧政府実行計画の基準年度である平成13年度における総排出量の推計(1,998,202 tCO<sub>2</sub>)に比べ11.5%減少している。(なお、平成26年度における温室効果ガス排出量については今後点検を行う予定。)</p> <p>○国及び独立行政法人等の各機関においては、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)」に基づき、電力、自動車等を中心に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施するとともに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づき、270品目の特定調達品目等の環境物品等の率先調達を行った。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):なし</p> <p>平成27年度(執行ベース):なし</p> <p>平成28年度(当初予算):なし</p>		
今後の課題・方向性等	<p>平成28年5月13日、地球温暖化対策計画の閣議決定と併せ、新たな政府実行計画を閣議決定した。本計画では、2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに40%、中間目標として2020年度までに10%削減するという目標を設定するとともに、LED照明の率先導入等の措置を講じることとしている。今後はこの政府実行計画に即した関係府省ごとの実施計画を策定し、これに基づき取組を進めていく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b> ②京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p><b>【進捗状況】</b> 対応する進捗状況:政府の活動から排出される温室効果ガス排出量の一層の削減に向け、上記のとおり新たな政府実行計画を策定した。今後はこの政府実行計画に基づき取組を進めていく。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	10	府省名	経済産業省、国土交通省、環境省														
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)														
施策等の名称	住宅の省エネ性能の向上・低炭素化																
施策等の目的・概要	<p>【目的】 「規制」、「誘導措置」、「インセンティブの付与」等により住宅の省エネ化を推進し、住宅でのエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p>【概要】 規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。具体的には、省エネルギー対策の一層の普及、住宅や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。</p>																
施策等の実施状況・効果	<p>【法律】 ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年7月8日公布。誘導措置は平成28年4月1日施行、規制措置は交付日から2年以内に施行。) ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p>【税制】 ・認定低炭素建築物に対する税制上の支援 ・住宅の省エネ改修工事に対する税制上の支援</p> <p>【予算・補助】 ・住宅・建築物省CO2先導事業(平成26年度 7件) ※住宅の採択件数 ・ゼロ・エネルギー住宅推進事業(平成26年度 2,063件) ・地域型住宅グリーン化事業(平成27年度 725件) ・サステナブル建築物等先導事業(平成27年度 6件) ※住宅の採択件数 ・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(平成26年度 870件、平成27年度 5,850件)</p> <p>【融資】 ・(独)住宅金融支援機構のフラット35S(平成26年度 47,494件、平成27年度 70,204件)</p> <p>【普及・啓発】 ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の開発・普及 ・住宅・建築物の省エネルギー性能表示制度(BELS)の開発</p> <p>【その他】 ・住宅省エネ施工技術講習会(平成26年度 2.6万人、平成27年度 2.3万人) ・省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備事業</p> <p>これらの事業により、住宅の省エネ基準適合率は平成25年度では52%にまで推移している。</p>																
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):</p> <table border="0"> <tr> <td>・住宅・建築物省CO2先導事業</td> <td>:11,094,122千円</td> </tr> <tr> <td>・住宅・建築物省エネ改修等推進事業</td> <td>(※1 住宅・建築物含む ※2 事務費は除く)</td> </tr> <tr> <td>・ゼロ・エネルギー住宅推進事業</td> <td></td> </tr> </table> <p>・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) :1,363,621千円</p> <hr/> <p>平成27年度(執行ベース):</p> <table border="0"> <tr> <td>・サステナブル建築物等先導事業</td> <td>:7,773,243千円千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(※1 住宅・建築物含む ※2 事務費は除く)</td> </tr> <tr> <td>・地域型住宅グリーン化事業</td> <td>:276,000千円</td> </tr> <tr> <td>・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)</td> <td>:7,608,600千円</td> </tr> </table>			・住宅・建築物省CO2先導事業	:11,094,122千円	・住宅・建築物省エネ改修等推進事業	(※1 住宅・建築物含む ※2 事務費は除く)	・ゼロ・エネルギー住宅推進事業		・サステナブル建築物等先導事業	:7,773,243千円千円		(※1 住宅・建築物含む ※2 事務費は除く)	・地域型住宅グリーン化事業	:276,000千円	・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)	:7,608,600千円
・住宅・建築物省CO2先導事業	:11,094,122千円																
・住宅・建築物省エネ改修等推進事業	(※1 住宅・建築物含む ※2 事務費は除く)																
・ゼロ・エネルギー住宅推進事業																	
・サステナブル建築物等先導事業	:7,773,243千円千円																
	(※1 住宅・建築物含む ※2 事務費は除く)																
・地域型住宅グリーン化事業	:276,000千円																
・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)	:7,608,600千円																

	<p>平成28年度(当初予算):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サステナブル建築物等先導事業 : 10,946,000千円の内数</li> <li>・地域型住宅グリーン化事業 : 11,000,000千円</li> <li>・住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) : 11,000,000千円の内数</li> <li>・賃貸住宅における省CO2促進モデル事業 : 2,000,000千円</li> </ul>
<p>今後の課題・方向性等</p>	<p>当該施策は昭和54年の省エネ法制定以降、省エネ措置の届出を義務化し、順次対象を拡大するとともに、住宅エコポイントの効果と併せて省エネ基準適合率は5割を超えた。</p> <p>今後は、更なる省エネ化を促進するため、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年を目途に新築住宅について段階的に省エネ基準への適合義務化を行うこととしている。なお、住宅については中小工務店・大工の省エネ設計・施工技術の習得支援を継続しながら、環境整備を図っていく必要がある。また、引き続きインセンティブの付与等により省エネ促進を進めることとしている。</p>
<p>第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況</p>	<p>【今後の課題】</p> <p>② 京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>平成27年度からは、地域型住宅グリーン化事業により、流通事業者、建築士、中小工務店等が連携して取り組む木造の長期優良住宅、ゼロエネルギー住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅の建設等を実施しているところ。</p>

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	11	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	コージェネレーション・家庭用燃料電池の普及促進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> コージェネレーション・家庭用燃料電池の導入を推進することにより、需要家におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 電気と熱を同時に生み出すことで、エネルギーをより効率的に供給することが可能となるため、コージェネレーション・家庭用燃料電池の普及を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・民生用燃料電池(エネファーム)導入支援補助金(平成21年度～平成32年度終了予定) 省エネやCO2削減に寄与する家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(「家庭用燃料電池システム」)の早期の自立的な普及を目指し、導入費用の一部を補助。これまでに、補助金の交付を受け約15万台が普及(平成28年3月現在)。</p> <p>・分散型電源導入促進事業費補助金(平成25年度～平成27年度) 電気・熱を効率的に利用する事で、省エネやCO2削減に寄与する天然ガスコージェネレーションシステムの導入費用の一部を補助。本補助金の交付を受け30.5万kWが普及(平成28年3月現在)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):エネファーム 14,264,110 コージェネレーション 5,512,126		
	平成27年度(執行ベース):エネファーム 13,774,683 コージェネレーション 5,809,382		
	平成28年度(当初予算):エネファーム 9,500,000 コージェネレーション 1,500,000		
今後の課題・方向性等	<p>&lt;エネファーム&gt; エネファームの自立的普及に向けては、価格の低減が課題。このため、平成28年度から補助金事業に導入した価格低減スキームにより機器価格のさらなる低減を促し、引き続き家庭用燃料電池の導入を推進することにより、家庭におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出量を削減していく。</p> <p>&lt;コージェネレーション&gt; エネルギー効率の高いコージェネレーションをより一層普及拡大することに加え、より効率的な利用の推進が課題。このため、平成28年度は、高効率コージェネレーションの導入支援や高効率コージェネレーションを有効活用するサービスの支援を推進する。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b> ② 京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p><b>【進捗状況】</b> 省エネやCO2削減に寄与する家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの導入支援を実施した。家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、約15万台が普及(平成28年3月現在)。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	12	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	その他の支援措置		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 産業部門・業務部門・家庭部門等における低炭素なライフスタイルへの変革の促進。</p> <p><b>【概要】</b> 企業等に対するCO2削減ポテンシャル診断及び診断結果に基づく低炭素機器導入、家庭におけるCO2排出量の「見える化」、家庭向けエコ診断の推進による低炭素行動の促進等により、低炭素なライフスタイルへの変革の促進に取り組む。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【予算・補助】</b> 家庭エコ診断推進基盤整備事業：(平成26年度約14,000件、平成27年度約17,000件、平成28年度約35,000件を予定) HEMS活用によるCO2削減ポイント構築推進事業：(平成26年度約700世帯のデータを収集・分析、平成26年度事業終了) CO2削減ポテンシャル診断事業：(平成26年度140件、平成27年度399件、平成28年度458件を予定) 診断結果に基づく低炭素機器導入事業：(平成27年度49件、平成28年度50件を予定)</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース)：159,493千円(家庭エコ)、94,000千円(HEMS)、228,617千円(ポテ診)</p> <p>平成27年度(執行ベース)：94,910千円(家庭エコ)、1,100,986千円(ポテ診、機器導入)</p> <p>平成28年度(当初予算)：260,000千円(家庭エコ)、1,700,000千円(ポテ診、機器導入)</p>		
今後の課題・方向性等	CO2排出実態の把握及び実態を踏まえた対策支援により、低炭素なライフスタイルへの変革の促進に向けて今後より一層の取組の推進を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b> ② 京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p><b>【進捗状況】</b>          &lt;家庭エコ診断推進基盤整備事業&gt;          家庭エコ診断の実施により1世帯あたり約1tのCO2削減効果。平成23年度から平成28年度末までに約83,000件の診断実施予定。          &lt;HEMS活用によるCO2削減ポイント構築推進事業&gt;          平成24年度～平成26年度の事業終了まで、累積約2,200件のデータを分析。本事業において実証したシステムで得られたCO2削減量は36t。事業としては完了しているが、本事業で得られた成果を元に事業者がHEMSデータを利活用した事業を検討する上での手引きとする。          &lt;CO2削減ポテンシャル診断事業・診断結果に基づく低炭素機器導入事業&gt;          平成22年度～平成27年度までに1,418件のポテンシャル診断を実施。          これまでの診断事業で提案された対策が全て実施された場合のCO2削減ポテンシャル709,095t/年(削減率3.1%)。          これまでの診断から得られた知見等を元に「CO2削減ポテンシャル診断ガイドライン」を策定。当該ガイドラインを今後の診断事業に積極的に活用することにより、事業の実効性の更なる向上を図ることとしている。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	13	府省名	経済産業省、国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進(自動車単体対策)		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 燃費基準により、引き続き車両の性能向上を図ると共に、エネルギー効率に優れる次世代自動車(ハイブリッド自動車(HEV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル車(CDV)等)の導入を支援し普及拡大を促進することにより、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> EV・PHVについて、充電インフラの整備を促すことに加えて、量産効果創出と価格低減促進のための車両購入補助や、航続距離延長や低コスト化のための研究開発支援などを行う。燃料電池自動車の普及を促進するため、燃料電池自動車や水素インフラに係る規制を見直すとともに、水素ステーションの整備を支援する。それらにより、エネルギー効率に優れる次世代自動車等の導入を支援し普及拡大を促進する。また、燃費基準(トップランナー基準)等により、引き続き車両の性能向上を図る。ガソリン自動車等に対する燃費性能に応じた税制優遇措置を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【予算・補助】</b> ○環境対応車普及促進補助金(平成14年度開始、平成26年度 1,097台、平成27年度 1,088台) 運送事業者がCNG車両・ハイブリッド車両を導入する際の購入価格等又はCNG車両へ改造する際の改造費の一部補助 ○地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速的普及促進事業 (平成24年度開始、平成26年度 39件、平成27年度 22件) 地方公共団体や運送事業者が電気自動車・充電施設を導入する際の購入価格の一部補助 ○超小型モビリティ導入促進事業(平成24年度開始、平成26年度補助台数 166台、平成27年度補助台数 134台) 地方公共団体等が超小型モビリティを活用したまちづくりを実施する際の車両購入価格・事業計画立案等の費用の一部補助 ○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 当該車両の価格と同格のガソリン自動車の価格の差額の一部補助 ○次世代自動車充電インフラ整備促進事業(平成24年度補正予算、平成26年度補正予算) EV・PHVの充電設備の設置に対し、設備購入費と設置工事費の一部補助 ○水素供給設備整備補助事業(平成25年度～) 水素供給設備における整備費用の一部補助 ○地域再生エネルギー水素ステーション導入事業(平成27年度～) 再生可能エネルギー由来の水素ステーション導入費用の一部補助 ○中小トラック運送業者における低炭素化推進事業(平成26年度～) 燃費性能の劣る旧型車両の環境対応型ディーゼルトラックへの代替費用の一部補助</p> <p>上記補助金等により、新車販売台数に占める環境対応車の割合が平成24年度では21.2%、平成25年度では23.2%、平成26年度では24.3%、平成27年度には27.8%まで増加した。</p> <p><b>【技術開発】</b> ○革新型電池、リチウムイオン電池の研究開発 革新型電池については、平成27年度は2030年に500Wh/kgの蓄電池開発を見通すことができる革新型蓄電池の実用化に向けた基礎的研究や、それに資する材料の革新、先端解析技術を駆使した反応メカニズムの解明を実施。また、リチウムイオン電池については、EV用途としてエネルギー密度250kwh/kg・出力密度1500w/kg、PHEV用途としてエネルギー密度200wh/kg・出力密度2500w/kgの電池パックを2020年代に実用化する技術開発を実施。 ○CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 交通分野において、早期の社会実装を目指したエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証事業として燃料電池ゴミ収集車等の技術開発・実証を実施。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 83,916,880円		
	平成27年度(執行ベース): 397,183,715円(一部確定魅了)		
	平成28年度(当初予算): 34,749,293円		

<p>今後の課題・方向性等</p>	<p>引き続き、環境性能に優れた自動車に対する導入インセンティブを設けることにより、環境対応車の更なる普及促進を図ることとする。</p> <p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金・環境対応車普及促進対策補助金等 電気自動車等の次世代自動車の初期需要創出と、量産効果による価格低減促進のため、引き続き補助を実施する。</p> <p>○革新型電池、リチウムイオン電池の研究開発 革新型蓄電池については、産学の緊密な連携体制の下、我が国の強みである先端的な蓄電池解析手法等を駆使しつつ、現行のリチウムイオン電池の性能限界を大幅に上回り、ガソリン車と同等の航続距離を電気自動車(EV)等で可能とする革新型蓄電池を2030年に車載・実用化するための基盤技術を開発する。</p> <p>リチウムイオン電池については、電気自動車等に搭載するリチウムイオン電池の性能を限界まで追求する技術開発を行うとともに、安全性、寿命に関する試験方法等の開発を行う。</p> <p>○充電インフラの整備 EV・PHVの更なる普及には、充電インフラの整備が不可欠であり、引き続き積極的に取り組んでまいりたい。</p> <p>○規制見直し 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)に基づく規制見直しについて、引き続き計画どおり見直しを推進する。</p>
<p>第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況</p>	<p>-</p>

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	14	府省名	国土交通省
重点検討 項目番号	①	検討内容の 詳細記号	a)
施策等の名称	道路交通流対策の推進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 運輸部門における二酸化炭素排出量の減少傾向を一層着実なものとする。</p> <p><b>【概要】</b> 二酸化炭素の排出抑制に資する環状道路等幹線道路ネットワークの強化、ETC2.0を活用したビッグデータ等の科学的な分析に基づく渋滞ボトルネック箇所へのピンポイント対策など道路を賢く使う取り組みを推進する。さらに、自転車利用を促進するための環境整備を推進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>走行速度の向上に向け、環状道路等幹線道路ネットワークをつなぐとともに、ETC2.0の活用等も推進し、道路を賢く使う取り組みを実施している。</p> <p>二酸化炭素の排出抑制に資する、2013年時点での高速道路の利用率は約16%</p>		
施策等の予算額 (千円)	<p>平成26年度(当初予算): 道路整備費 1,657,943 百万円の内数</p> <p>平成27年度(当初予算): 道路整備費 1,660,173 百万円の内数</p> <p>平成28年度(当初予算): 道路整備費 1,663,694 百万円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	交通流対策等による規格の高い道路への転換を促進し、2030年度に高速道路の利用率を約18%にする。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	15	府省名	国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	公共交通機関の利用促進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 鉄道やバスの利便性向上、エコ通勤等の普及促進により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 鉄道事業における鉄道新線整備(LRTの導入等)や既存鉄道利用促進(乗り継ぎ情報提供システムの導入等)、自動車事業におけるバス利用促進(BRTやバスロケーションシステムの導入等)に対する補助や税制優遇措置を行い、地域における公共交通ネットワークの再構築や利用者の利便性の向上を図る。また、身近な環境対策として、エコ通勤の普及を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【税制】</b> (鉄道新線整備・既存鉄道利用促進) ・都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置 (鉄道施設等:固定資産税・都市計画税 鉄道・運輸機構が整備したトンネル:固定資産税) ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置(固定資産税) ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置(固定資産税) ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車の特例措置(固定資産税) ・鉄道駅のバリアフリー化促進のためのホームドアシステム及びエレベーターに係る特例措置(固定資産税・都市計画税)(バス利用促進) ・バリアフリー対応車両に係る特例措置(自動車重量税、自動車取得税)</p> <p><b>【補助事業】</b> (鉄道新線整備・既存鉄道利用促進) ・都市鉄道整備事業(平成26年度 10件 平成27年度 10件) ・都市鉄道利便増進事業(平成26年度 1件 平成27年度 1件) ・幹線鉄道等活性化事業(平成26年度 5件 平成27年度 6件) ・鉄道駅総合改善事業(平成26年度 5件 平成27年度 12件) ・地域公共交通確保維持改善事業(鉄道駅のバリアフリー化、LRT車両・ICカードの導入等) (平成26年度 161件 平成27年度 92件) ・低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(平成26年度 2件 平成27年度 2件)</p> <p>(バス利用促進) ・地域公共交通確保維持改善事業(ノンステップバス、ICカード、バスロケーションシステムの導入等) (平成26年度 152件 平成27年度 153件) ・低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(平成27年度 3件)</p> <p>上記のほか、鉄道・バス等の地域公共交通について、地域公共交通確保維持改善事業において、地域ぐるみの利用促進の取組みに対する支援を実施。(平成26年度 59件 平成27年度 37件)</p> <p><b>【普及啓発】</b> 1. 通勤交通マネジメント(MMIによるエコ通勤) (1)エコ通勤優良事業所認証制度を創設し、644事業所を認証</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): ・都市鉄道整備事業費補助 11,279百万円 ・都市鉄道利便増進事業費補助 6,040百万円の内数 ・幹線鉄道等活性化事業費補助 1,373百万円 ・鉄道駅総合改善事業費補助 491百万円 ・地域公共交通確保維持改善事業 30,560百万円の内数 ・低炭素化に向けた公共交通利用転換事業 469百万円</p> <p>平成27年度(執行ベース): ・都市鉄道整備事業費補助 11,673百万円 ・都市鉄道利便増進事業費補助 8,781百万円の内数 ・幹線鉄道等活性化事業費補助 1,205百万円 ・鉄道駅総合改善事業費補助 833百万円 ・地域公共交通確保維持改善事業 29,009百万円の内数 ・低炭素化に向けた公共交通利用転換事業 444百万円</p>		

	<p>平成28年度(当初予算):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市鉄道整備事業費補助 2,160百万円</li> <li>・都市鉄道利便増進事業費補助 13,600百万円の内数</li> <li>・幹線鉄道等活性化事業費補助 1,677百万円</li> <li>・鉄道駅総合改善事業費補助 1,498百万円</li> <li>・地域公共交通確保維持改善事業 22,872百万円の内数</li> <li>・低炭素化に向けた公共交通利用転換事業 650百万円</li> </ul>
<p>今後の課題・方向性等</p>	<p>鉄道やバスの利便性向上・エコ通勤等の普及促進により、引き続き公共交通機関の利用促進を図る。</p>
<p>第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況</p>	<p style="text-align: center;">-</p>

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	16	府省名	国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> エネルギー消費効率の良い車両の導入や、鉄道施設への省エネ設備や再生可能エネルギーの導入等に対し支援を行うエコルールラインプロジェクト等を推進する。省エネルギーに資する船舶等の普及促進を行う。航空機の運航方式の効率化を促進するとともに、GPU(地上動力装置)の利用促進など、空港施設の低炭素化を促進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>&lt;鉄道&gt; <b>【法律・基準】</b> ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準 等) <b>【税制】</b> ・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置(固定資産税5年間2/3(中小民鉄等は5年間3/5)) <b>【予算・補助】</b> ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(環境省連携事業)(平成25年度開始、平成26年度61件(内継続11件)、平成27年度58件(内継続12件)) ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(環境省連携事業)(平成25年度開始、平成26年度1件、平成27年度1件) <b>【技術開発】</b> ・鉄道技術開発費補助金(昭和62年度開始、平成26年度2件、平成27年度3件)</p>		
	<p>&lt;船舶&gt; <b>【法律・基準】</b> ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律の適用。 <b>【予算・補助】</b> ・平成25～27年度において、革新的な省エネルギー技術の実証を11件実施。 <b>【普及啓発】</b> ・平成26年度に、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有建造制度や船舶に係る特別償却制度を活用して25隻の省エネルギー船を建造。</p>		
	<p>&lt;航空&gt; <b>【法律・基準】</b> ・省エネルギー法の航空事業者への適用 すべての輸送事業者在省エネに対する取り組みを求めるとともに、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者在省エネ計画の作成、エネルギー消費量等の定期報告等を義務づける。 <b>【その他】</b> 航空交通システムの高度化の一環として、広域航法(RNAV:aReaNAVigation)の導入を順次拡大するとともに、エコエアポートの推進の一環として、地上動力装置(GPU:Ground Power Unit)の利用推進等を実施した。  これらの事業により、エネルギー消費原単位(L/人キロ)が平成7年度比で平成25年度では21%、平成26年度には23%にまで改善した。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(環境省連携事業):9,400,000千円の内数 ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(環境省連携事業):135,602千円 ・鉄道技術開発費補助金:556,112千円の内数 ・省エネルギー型ロジスティクス等推進事業補助金:50.1億円の内数</p>		
	<p>平成27年度(執行ベース): ・低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(環境省連携事業):7,300,000千円の内数 ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費(環境省連携事業):230,859千円 ・鉄道技術開発費補助金:567,395千円の内数 ・省エネルギー型ロジスティクス等推進事業補助金(経産省連携事業):51.1億円の内数</p>		

	平成28年度(当初予算): ・省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業費(環境省連携事業):4,050,000千円の内数 ・鉄道技術開発費補助金:476,387千円の内数 ・輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金(経産省連携事業):62.5億円の内数
今後の課題・方向性等	引き続き、予算・税制・法律等により鉄道の低炭素化を推進していく。
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	17	府省名	国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	物流の効率化・モーダルシフトの推進等		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> トラック輸送の効率化、鉄道や内航海運へのモーダルシフトの推進等により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 大型CNGトラック等、トラック車両の大型化や、物流事業者等による地域内での共同輸配送を促進する。また、大型トラックからの転換に効果的である大型(31ft)コンテナの導入やエコレールマークの推進、旅客鉄道を活用した新たな物流体系の構築の推進等による鉄道へのモーダルシフトの促進や、国際物流ターミナル等の整備による国際貨物の陸上輸送距離削減、トラック運転台と切り離し可能なトレーラーの導入やエコシップマークの活用等による内航海運へのモーダルシフトの促進を行う。 さらに、荷主と物流事業者のパートナーシップの更なる強化を図ることにより、更なる環境負荷の低減を目指すほか、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)に基づき、輸送網を集約するとともに、物流施設におけるトラックの待機時間を削減する事業、鉄道・海上輸送へのモーダルシフト、輸配送の共同化等の事業を促進する。また、物流施設における省エネ設備・機器の導入を促進する。海上・陸上物流の結節点である港湾においては、荷役機械等の省エネルギー化の促進や、再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用等を推進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【税制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る特例措置(H10年度開始 固定資産税 5年間3/5)</li> <li>・鉄道事業における特定の事業用資産の買換等の特例措置(H8年度開始 法人税 土地譲渡益の範囲内で買換資産価額の80%を圧縮記帳)</li> <li>・船舶の特別償却制度(S26年度開始 H26年度実績:11隻、H27年度実績:集計中)</li> <li>・特定資産の買換特例制度(S49年度開始 H26年度実績:13隻、H27年度実績:集計中)</li> <li>・新たな物流効率化のための計画に係る特例措置(H28年度開始)</li> </ul> <p><b>【予算・補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モーダルシフト等促進推進事業(H23年度開始 H26年度:8件 H27年度:12件採択)</li> <li>・物流の低炭素化促進事業(H25年度開始 H26年度:71件 H27年度:37件採択) <ul style="list-style-type: none"> <li>○物流拠点の低炭素化促進事業</li> <li>○大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送モデル事業</li> <li>○モーダルシフト促進事業</li> <li>○共同輸配送促進事業</li> <li>○鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業</li> </ul> </li> <li>・災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(H24年度開始 H26年度:10件採択 H27年度:8件採択)</li> <li>・国際物流ターミナル等の整備の推進</li> <li>・物流分野におけるCO2削減対策促進事業 (「物流の低炭素化促進事業」「災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業」を統一し、H28年度開始)</li> <li>・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>○物流の低炭素化促進事業 (H28年度:鉄道による国際海上コンテナ輸送の促進に向けたモデル実証、H27年度からの2か年)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【融資】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道無利子貸付(H23年度開始)</li> </ul> <p><b>【普及啓発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン物流パートナーシップ会議(H17年度開始 H26年度表彰案件:8件 H27年度表彰案件:7件)</li> <li>・エコレールマークの普及・促進(H17年度開始 H27年2月現在 認定商品 199品目(161件)、認定企業86件)</li> <li>・エコシップマークの普及・促進(H20年度開始 H27年2月末現在、荷主94者、物流事業者110者を認定)</li> </ul>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行額ベース):495,948千円等		
	平成27年度(執行額ベース):809,614千円等		
	平成28年度(当初予算):3,700,000千円等		

今後の課題・方向性等	交通政策基本計画(2015年2月閣議決定)において、2020年度のモーダルシフトに関する指標として、鉄道による貨物輸送トンキロは221億トンキロ、内航海運による貨物輸送トンキロは367億トンキロという目標値が定められており、2014年度の実績は、鉄道が195億トンキロ、内航海運が331億トンキロとなっている。今後も、一層の物流の効率化を目指し、鉄道や内航海運へのモーダルシフトや輸送効率の向上等、関係者の協力による更なる環境負荷の低減に向けた取り組みを推進する。
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	18	府省名	農林水産省・経済産業省・環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	再生可能エネルギーの導入促進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大により、エネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【代表的施策の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの最大限の導入拡大のために、固定価格買取制度の適切な運用と、見直しを行う。</li> <li>風力発電の拡大を図るため、環境や地元配慮しつつ立地が円滑に進められるよう環境影響評価の迅速化や保安規制の合理化などを進めるとともに、系統用大型蓄電池の緊急導入や北本連系設備の早期増強を後押しするための環境整備、送電網の整備・実証等を行う。</li> <li>地熱発電への投資を促進するため、環境影響評価の迅速化や、地域の方々の理解促進等に取り組む。</li> <li>浮体式洋上風力発電の本格的普及に向けて事業リスクを低減させるため、海域動物や海底地質等を正確に把握するとともに、更なる低炭素化・高効率化等のため、施工の低炭素化、設置コストに占める割合の大きい施工コストの低減等、施工手法の確立を行う。</li> <li>地中熱等の再生可能エネルギー由来の熱を活用することも重要であるという観点から、導入に際し課題となる持続可能な熱利用のための賦存量調査やその結果に基づく設備導入を実施し、再生可能エネルギーの導入促進を図る。</li> <li>再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組が平成30年度に全国100地区実現するべく、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた形での再生可能エネルギー発電の導入を促進するとともに再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続・取組を総合的に予算支援する。</li> </ul>		
	<p><b>再エネ全般</b></p> <p><b>【予算・補助】〈環境省〉</b> 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(平成28年度開始)</p> <p><b>【予算・補助】〈経済産業省〉</b> 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金</p> <p><b>【固定価格買取制度】〈経済産業省〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況 エネルギー基本計画を踏まえ、平成27年7月に「長期エネルギー需給見通し」が策定され、そこに示された再生可能エネルギーの導入水準を実現すべく、固定価格買取制度の適切な運用と見直しを進めてきた。また、固定価格買取制度の見直し案が平成27年2月に閣議決定され、国会での審議が開始された。</li> <li>効果 平成27年度2月末までで、再生可能エネルギー発電設備の導入量が2倍以上に増加。</li> </ul>		
	<p><b>技術開発</b></p> <p><b>【予算・補助】〈環境省〉</b> CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業(平成25年度開始、平成27年度:30件) 地球温暖化対策技術開発等事業(平成16年度開始、平成27年度終了)</p>		
	<p><b>風力</b></p> <p><b>【予算・補助】〈環境省〉</b> 洋上風力発電実証事業(平成27年度:国内初の2MWの浮体式洋上風力発電を実用化) 低炭素型浮体式洋上風量発電低コスト化・普及促進事業(平成28年度開始)</p>		
	<p><b>地熱</b></p> <p><b>【予算・補助】〈環境省〉</b> 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業(平成26年度開始・平成27年度終了)</p>		

施策等の実施状況・効果	<b>小水力</b> <b>【予算・補助】</b> <環境省> 水道施設への水力発電の導入ポテンシャル調査事業(平成27年度開始・H27年度終了:1,888件) <農林水産省> 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 ・平成26年度:小水力等発電施設の導入可能性の検討及び調査設計を全国で175件実施 ・平成27年度:小水力等発電施設の導入可能性の検討及び調査設計を全国で100件実施
	<b>バイオマス</b> <b>【予算・補助】</b> <環境省> バイオ燃料利用体制確立促進事業(平成26年度開始、平成27年度:E3を約7万kL・E10を約330kL供給) 木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(平成25年度開始、平成27年度:事業モデルを6地域で確立) 木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(平成28年度開始) <b>【予算・補助】</b> <農林水産省> バイオマス産業都市(平成26年度6地域、平成27年度12地域選定) 地域バイオマス産業化支援事業(平成26年度7件、平成27年度7件) 地域バイオマス産業化整備事業(平成26年度10件、平成27年度8件)
	<b>海洋エネルギー</b> <b>【予算・補助】</b> <環境省> 潮流発電実用化推進事業(平成26年度開始)
	<b>環境影響評価</b> <b>【法律・基準】</b> <環境省> ・環境影響評価法(平成9年法律81号) ・風力・地熱発電に係る環境影響評価について、3~4年程度かかるとされる手続期間の半減を目指す。 <b>【予算・補助】</b> <環境省> ・風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。モデル地区の調査結果や、全国の既存の自然環境等の情報をGISデータとして整備し、検索、閲覧等ができるよう「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」にて提供している。平成27年度は、本システムの情報の拡充とGIS情報の一元化など利便性の向上に向けてシステムの改修を行った。 ・風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業 事業者単独ではなく、地方公共団体が主導して、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、その後の事業者の事業計画が円滑に進め、環境配慮と両立した再生可能エネルギーの導入を加速化させるような適地抽出の手法を構築する。平成27年度においては、風力発電所等の誘致に積極的な自治体をモデル地域として公募し、モデル地域(陸上、洋上、地域特性等を考慮して4地域を選定)において、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、フィージビリティの検証等を行い、質が高く効率的な適地抽出手法の検討を実施した。
	<b>農山漁村再生可能エネルギー法関連</b> <b>【法律】</b> (農林水産省) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)が平成26年5月に施行された。同法の活用状況としては、平成27年度末において市町村による基本計画作成済み15件、基本計画作成中13件、基本計画作成を検討中39件、基本計画作成に関心あり291件。 <b>【予算・補助】</b> (農林水産省) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (平成25年度開始、平成26年度 新規23件、継続12件、平成27年度 新規15件、継続19件)(平成29年度で終了予定)
	<b>再生可能エネルギー熱</b> <b>【予算・補助】</b> <環境省> ・廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業(平成28年度開始)

施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):18,067,585千円
	平成27年度(執行ベース):15,376,143千円
今後の課題・方向 性等	<p>&lt;環境省&gt; 平成28年度(当初予算):18,719,000千円&lt;再生可能エネルギー発電&gt; 6,200,000千円&lt;再生可能エネルギー熱&gt;※ ※内、6,000,000千円は再生可能エネルギー電気と重複</p> <p>&lt;農水省&gt; 平成28年度(当初予算):1,283,125</p>
	<p>○再生可能エネルギー全般 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を踏まえ、以下のとおり取組を進めていく。 ・再生可能エネルギー発電については、安定供給、コスト面、環境面等の課題に適切に対処しつつ、各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制の両立を実現する。 ・また、再生可能エネルギー熱供給設備の導入支援を図るとともに、様々な熱エネルギーを地域において有効活用するモデルの実証・構築等を行うことで、再生可能エネルギー熱等の導入拡大を目指す。</p>
	<p>○固定価格買取制度 見直しを行った固定価格買取制度の適切な運用をおこない、再生可能エネルギーの最大減の導入と国民負担の抑制の両立ができるよう、コスト効率的な導入を進め、太陽光は長期安定的な発電ができるように、また、導入が進んでいないリードタイムの長い電源はより導入が進むように、取り組んで行く必要がある。</p>
	<p>○環境影響評価 再生可能エネルギー導入促進に資するよう、引き続き上記施策を着実に実施するとともに、関係機関と連携して、質の高い環境影響評価の迅速化に取り組んでいく。</p> <p>○農山漁村再生可能エネルギー法関連 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を推進するため、農山漁村再生可能エネルギー法の枠組みや各種予算措置等の活用を引き続き積極的に促進する。</p>
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】 ③地球温暖化対策の取組を通じて、経済・社会的課題の解決にも貢献していく視点が、より重要となっていることを踏まえ、自立・分散型エネルギー社会を構築し、地産地消による地方の創生、災害に強いまちづくり等を実現するという視点を持ち、再生可能エネルギー等の導入を進めていく必要がある。なお、再生可能エネルギーについては、系統強化、国民負担の抑制等についても十分勘案し、必要な措置を引き続き講じる必要がある。</p> <p>【進捗状況】 再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立を図るため、固定価格買取制度の適切な運用と見直しを進め、固定価格買取制度の見直し案が平成27年2月に閣議決定され、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)等の一部を改正する法律」が、平成28年5月25日に成立し、平成28年6月3日に公布された。 また、大規模蓄電池の実証事業や、送電網の整備・実証等を行った。なお、北本連系設備の増強については、2019年3月の運転開始を目標に2014年4月から着工している。</p>

**「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	19-1	府省名	経済産業省・環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	火力発電の高効率化等①		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 環境省と経済産業省の局長級取りまとめ(平成25年4月)や大臣間の合意(平成28年2月)に沿って、高効率火力発電について、環境に配慮しつつ導入を進めるとともに、技術開発を推進し、古くて効率の悪い火力発電設備の休廃止や稼働率の低減と合わせて、発電効率の更なる向上やCO2削減目標(排出係数0.37kg-CO2/kWh)の達成を目指す。</p> <p><b>【概要】</b> 主要な事業者が参加する電力業界の自主的枠組み(国のエネルギーミックス及びCO2削減目標とも整合する排出係数0.37kg-CO2/kWh程度を目標)の目標達成に向けた取組を促すため、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、「省エネ法」)」等に基づく政策的対応を行うことにより、電力自由化の下で、電力業界全体の取組の実効性を確保していく。 あわせて、次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき先進超々臨界圧火力発電(A-USC)、石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC)、1700度級ガスタービンの実用化を目指した技術開発を推進する。 環境影響評価においては、これらを踏まえ、事業者が利用可能な最新鋭の技術を採用しているか、国の目標・計画との整合性を持っているかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査する。また、環境影響評価に要する期間を、リプレースの場合は従来3年程度かかることを最短1年強に短縮するとともに、新增設の場合も短縮化に取り組む。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律49号) ○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号) ○環境影響評価法(平成9年法律81号) ○東京電力の火力電源入れに関する関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月経済産業省・環境省) ○発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)(平成24年11月) ○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律117号)</p> <p>・省エネ法における火力発電設備に関するベンチマーク指標について、エネルギーミックスに合わせた見直しを行った(平成28年4月施行)。 ・「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(以下、「高度化法」という。))」に基づき、非化石電源の比率の目標をエネルギーミックスと整合するよう見直しを行った(平成28年4月施行)。 ・火力発電所の環境影響評価については、平成26年度は配慮書8件(石炭火力6件、ガス火力2件)、方法書4件(石炭火力)、準備書2件(ガス火力)について、平成27年度は配慮書8件(石炭火力5件、ガス火力3件)、方法書7件(石炭火力3件、ガス火力4件)、準備書1件(ガス火力)の審査を行った。 ・また、最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況を規模や燃料種に応じて整理した「BATの参考表」について、平成26年5月に更新した。 ・環境影響評価法対象規模未満、特に、規模要件を僅かに下回る程度の小規模火力発電所の建設計画が増加していることを踏まえ、小規模火力発電所等の環境保全対策について、環境省において、様々な観点から総合的に検討を行った。</p> <p><b>【税制】</b> コンバインドサイクル発電ガスタービンに対する税制上の支援(グリーン投資減税)</p> <p><b>【予算・補助】</b> ※事業終了年度は予定 ○先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金(平成20年度開始、平成28年度終了予定) ○石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金(平成24年度開始、平成33年度終了予定) ○高効率ガスタービン技術実証事業費補助金(平成24年度開始、平成32年度終了予定) ※28年度から、上記3事業等を次世代火力発電等技術開発(平成28年度開始、平成33年度終了予定)に統合。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 10,972,531千円 平成27年度(執行ベース): 9,978,814千円 平成28年度(当初予算): 12,000,000千円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	<p><b>【個々の技術における今後の課題】</b> ○A-USCについて2020年代の実用化を目指す。(発電効率:現状 39%程度→改善後 46%程度) ○1,500度級のIGCC(石炭ガス化複合発電)について、2020年代の実用化を目指す。(発電効率:現状 39%程度→改善後46%程度) ○IGFCについて、2025年度までに技術を確立し、2030年代の実用化を目指す。(発電効率:現状 39%程度→改善後55%程度) ○LNG火力について、2020年度頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目指す。(発電効率:現状 52%程度→改善後 57%程度)</p> <p><b>【火力発電の高効率化等における今後の方向性】</b> ○電気事業分野の地球温暖化対策については、平成28年2月の環境省・経済産業省の合意に沿って、 ・引き続き、電力業界の自主的枠組みの実効性・透明性の向上等を促すとともに、 ・省エネ法に基づく発電段階の規制(新設発電設備の設備単位の効率基準や既設発電設備の事業者単位の効率基準)やエネルギー供給構造高度化法(非化石電源比率)について、エネルギーミックスと整合する基準を設定することにより、電力業界全体の取組の実効性を確保していく。また、取組が継続的に実効を上げているか、毎年度進捗状況をレビューし、目標の達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等を検討する。 ○地球温暖化対策推進法政省令に基づき、全ての小売電気事業者に、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のためのCO2排出係数の実績の報告の協力を要請し、公表する。 ○火力発電所の新設等に当たり、プラント規模に応じて、経済的に利用可能な最良の技術(BAT)を活用すること等により、最大削減ポテンシャル分の排出削減を見込む。 ○環境影響評価に要する期間を、リプレースの場合は従来3年程度かかることを最短1年強に短縮するとともに、新增設の場合も短縮化に取り組む。 ○小規模火力発電所を建設しようとする発電事業者に対しては、エネルギーミックスの実現に資する高い発電効率の基準を満たすことを求めていくため、省エネ法等の措置を講じる。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	19-2	府省名	経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	火力発電の高効率化等②		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 高効率火力発電について、環境に配慮しつつ導入を進めるとともに、技術開発を推進し、発電効率の更なる向上を目指す。</p> <p><b>【概要】</b> 2020年頃の二酸化炭素回収貯留(CCS)技術の実用化を目指した研究開発や、CCSの商用化の目処等も考慮しつつできるだけ早期のCCS Ready導入に向けた検討を行うなど、環境負荷の一層の低減に配慮した石炭火力発電の導入を進める。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)等においてCCS技術の実用化の方向性等を位置づけた。</p> <p><b>【予算・補助】 ※事業終了年度は予定</b> ・二酸化炭素削減技術実証試験事業(平成21年度～平成32年度) 実証試験に必要となる試験設備の建設を行うとともに、1本の観測井及び2本の圧入井掘削を完了した。加えて、ベースラインデータを取得。 ・二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業(平成23年度～平成27年度) CO<sub>2</sub>地中貯留に係る安全管理技術の構築に向け、我が国特有の地質構造の特性を把握するための手法の開発、地下に圧入したCO<sub>2</sub>の挙動の解析技術の開発、及び圧入したCO<sub>2</sub>が周囲の環境に与える影響の解析手法の開発を行った。 ・二酸化炭素回収技術高度化事業(平成22年度～平成26年度) 高圧ガスからのCO<sub>2</sub>分離回収については、低エネルギーでのCO<sub>2</sub>分離を可能とする膜モジュールについて、ラボレベルで回収コスト1,500円/t以下に相当する分離性能を有する分離膜を開発した。 常圧ガスからのCO<sub>2</sub>分離回収については、高効率な回収が可能なアミンを固体に担持した固体吸収材について、ラボレベルで回収コスト2,000円/tを達成する吸収剤を開発した。 ・二酸化炭素回収技術実用化研究事業(平成27年度～平成31年度) 高圧ガスからのCO<sub>2</sub>分離回収については、前年度までに開発した分離膜モジュールの実用化に向け、実ガス試験による実用化研究を行った。 常圧ガスからのCO<sub>2</sub>分離回収については、前年度までに開発した固体吸収剤の実用化に向け、吸収剤の最適化の研究開発を行うと共に、実ガス試験装置の概念設計を行った。 ・環境配慮型CCS導入検討事業(平成26年度～平成27年度) アミン系吸収液及びその劣化物による環境負荷評価に係る調査、シャトルシップを活用した輸送・貯留の技術・トータルシステムの概念設計・コスト評価等を行った。 ・二酸化炭素貯留適地調査事業(平成26年度～平成33年度) CCS導入の前提となる二酸化炭素貯留適地を特定するため、我が国周辺水域において、広域的な地質概要調査(2次元弾性波探査)等を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の貯留に適した地点の抽出を進めた。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	1435900	(環境省1,243,000)
	平成27年度(執行ベース):	1033400	(環境省2,000,000)
	平成28年度(当初予算):	833500	(環境省6,000,000)

<p>今後の課題・方向性等</p>	<p>地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)に沿って、2030年以降を見据えて、CCSについては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」や「エネルギー基本計画」等を踏まえて取り組む。</p> <p>1. 二酸化炭素削減技術実証試験事業 平成28年度からCO2圧入を開始し、CCS技術に係る分離・貯留・モニタリングトータルシステムの実証を行い、操業に係る知見を得るとともに、圧入後の安全管理をモニタリングする。</p> <p>2. 二酸化炭素大規模地中貯留の安全管理技術開発事業 二酸化炭素回収・貯蔵安全性評価技術開発事業(平成23年度～平成27年度)にて開発したモニタリング手法の検証を行うとともに、その結果をもとに解析手法の改良を行い、より信頼性の高い手法を確立する。</p> <p>3. 二酸化炭素回収技術高度化事業 実際の発電システムでの連続運転試験を通じて最適な材料・プロセスの検討・改良を行い、常圧については1t-CO2あたり2000円台、高圧ガスについては1t-CO2あたり1500円台のCO2分離・回収コストを目指す。</p> <p>4. 環境配慮型CCS実証事業 アミン系吸収液により石炭火力発電所排ガスからCO2の大半を分離・回収する技術実証を行い、コスト・運用性等の知見を得るとともに、環境影響評価手法を確立する。</p> <p>5. 二酸化炭素貯留適地調査事業 詳細な地質調査(3次元弾性波探査・ボーリング調査)等を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の貯留に適した地点の抽出を進める。</p>
<p>第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況</p>	<p>-</p>

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	20	府省名	経済産業省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a) エネルギー起源CO2の排出削減対策
施策等の名称	安全性が確認された原子力発電の活用		
施策等の目的・概要	原子力発電は、一昨年に閣議決定されたエネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられている。いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体など関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。		
施策等の実施状況・効果	新規規制基準の下、2015年には九州電力川内原子力発電所1・2号機が再稼働した。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): なし		
	平成27年度(執行ベース): なし		
	平成28年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体など関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	21	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	地方公共団体実行計画に基づく温暖化対策の推進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 地方公共団体による、都市計画等と連携した計画的な地球温暖化対策を支援する。</p> <p><b>【概要】</b> 「地球温暖化対策推進法」に基づき、地方公共団体が、都市計画等と連携した地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し、実施する。国は、計画策定のマニュアル・手引きの提供や、地方公共団体職員向け研修会の開催、実行計画等に位置付けられた事業の設備導入補助など、ソフト・ハードの両面から総合的な支援を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> ○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 第21条 ・地球温暖化対策地方公共団体実行計画「区域施策編」の策定(義務:都道府県・中核市(施行時特例市含む。)、努力義務:中核市(施行時特例市含む。))未滿の市町村 ・平成28年度の地球温暖化対策推進法の改正により、地域における地球温暖化対策をより効果的に推進するため、地方公共団体実行計画を共同して作成することができる旨を規定することにより、広域的対応を促進するとともに、計画における記載事項の例示として、都市機能の集約等を追加。</p> <p><b>【予算・補助】</b> ○二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)(平成26年度～平成28年度) ・実行計画等に位置付けられた事業の実現に必要な設備導入等の補助。(平成26年度は33件(全て新規)の事業化計画策定・FS調査、35件(全て新規)の設備導入事業の支援を実施。平成27年度は25件(全て新規)の事業化計画策定・FS調査、29件(新規12件、継続17件)の設備導入事業の支援を実施。平成28年度は14件の設備導入事業(全て継続)の支援を実施する予定。) ○地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度～) ・「低炭素塾」(平成26年度は全国版全5回(第1回は全国9か所、第2回目以降は東京のみで開催。))を実施。平成27年度は全国版全5回(第1回は全国9か所、第2回目以降は東京のみで開催。)、地域版全9回(モデル地域4か所で1か所当たり2～3回の開催。))を実施。平成28年度は全国7か所で地球温暖化対策計画等の説明会を実施するほか、地域版低炭素塾の開催を7か所で予定。 ○住民参加による低炭素都市形成計画策定モデル事業(平成25年度～平成26年度) ・実行計画等に位置付けられる地域の施策について、公募により11地域を選定し、実際の地域において住民参加による効果的な事業計画の策定プロセスを検討。当該施策に関する低炭素効果の推計手法の実用化に必要な改良等の提言を得ることができた。 ○再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(平成28年度～) ・地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い地方公共団体等の取組に対し、再生可能エネルギー設備の導入等を補助。</p> <p><b>【その他】</b> これらの事業により、地方公共団体実行計画「区域施策編」の策定率は、平成26年 94.0%(施行時特例市以上)、14.8%(施行時特例市未滿)が、平成27年97.4%(施行時特例市以上)、16.9%(施行時特例市未滿)に増加した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 2,945,000 (の内数)		
	平成27年度(執行ベース): 1,535,597 (の内数)		
	平成28年度(当初予算): 8,556,000 (の内数)		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は、地方公共団体への地球温暖化対策に関する知識やノウハウの提供として、地方公共団体実行計画(区域施策編)「以下区域施策編」という。)の策定の手引きの作成や研修会開催等のソフト面での施策を講じてきた結果、区域施策編の策定率も年々上昇してきた。平成28年5月13日に国の地球温暖化対策計画が閣議決定されたことや地球温暖化対策推進法の改正を踏まえて、今後はこの地球温暖化対策計画に即した区域施策編の策定を地方公共団体に促すため、策定マニュアルの改定やその説明会の開催などを行うとともに、より効果的・効率的な施行状況調査の実施を検討の上、地方公共団体に有益で活用しやすい情報をフィードバックする。</p> <p>また、これらソフト面での支援を継続する一方で、ハード面においてもグリーンプラン・パートナーシップ事業の計画的かつ適切な実施と検証を随時行うとともに、平成28年度からは新たに再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業により、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの導入支援を推進する。</p> <p>これらの施策によって、人員と予算の不足で実行計画に基づく取組が思うように進まない中核市(施行時特例市を含む。)未滿の地方公共団体等に対しても総合的な支援を実施し、地方公共団体との意見交換を行う等地域との連携を密にしつつ引き続き全国の温暖化対策の推進を図る。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	22	府省名	国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	低炭素まちづくりの推進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 都市機能の集約や交通システムの低炭素化等を通じて、低炭素型のまちづくりを促進する。</p> <p>【概要】 「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年12月施行)に基づき、市町村による低炭素まちづくり計画の作成支援をすると共に、計画に基づく都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、エネルギーの効率的利用や緑地の保全及び緑化の推進等の取組を支援する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>低炭素まちづくり計画は平成26年度に8都市、平成27年度に3都市において作成され、全国で計画を策定した都市数は22となった。</p> <p>平成26年度: 埼玉県さいたま市、茨城県守谷市、埼玉県志木市、神奈川県小田原市、大阪府吹田市、山口県宇部市、神奈川県茅ヶ崎市</p> <p>平成27年度: 千葉県柏市、東京都港区、福島県郡山市</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): なし</p> <p>平成27年度(執行ベース): なし</p> <p>平成28年度(当初予算): なし</p>		
今後の課題・方向性等	低炭素まちづくり計画に基づく取組に対して、法律上の特例措置や各種支援措置等を通じ市町村における低炭素まちづくりを推進していくこととしている。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	23	府省名	経済産業省・環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)、b)
施策等の名称	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について、報告対象となる温室効果ガスのIPCC(気候変動に関する政府間パネル)ガイドラインに基づく適切な見直しや、排出量情報等の正確な報告、迅速な集計と公表などにより、事業者におけるより積極的な温室効果ガスの排出抑制の促進を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量を算定し国に報告することを義務付けるとともに、国が報告されたデータを集計して公表する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度は、平成23年度排出量の集計結果(特定事業所排出者 11,099事業者、特定輸送排出者 1,381事業者分の結果)について、公表及び開示請求への対応を実施。また、省エネ法・温対法電子報告システムを構築。</li> <li>・平成27年度は、平成24年度排出量の集計結果(特定事業所排出者 11,375事業者、特定輸送排出者 1,358事業者分の結果)について、公表及び開示請求への対応を実施。また、NF3(三ふっ化窒素)を報告ガスとして追加し、省エネ法・温対法電子報告システムの運用を開始。</li> <li>・平成28年度は、平成25年度排出量の集計結果(特定事業所排出者 12,466事業者、特定輸送排出者 1,358事業者分の結果)について、公表及び開示請求への対応を実施。</li> </ul> <p>(参考URL) <a href="http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result">http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result</a></p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 150,601千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 97,413千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 235,290千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>現状ではほぼ全ての事業者が報告書を紙媒体で提出しているため、事業者への確認及び事業所管省庁における集計作業に長期間を要している。</p> <p>このため、報告書を電子的に受け付ける「省エネ法・温対法電子報告システム」を平成26年度に構築し、平成27年5月から運用を開始したところ。</p> <p>当該システムの利用率を向上するために、事業者への周知徹底や円滑なシステム運用を行い、集計等に係る作業の効率化を図る必要がある。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	24	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	事業活動における環境の配慮の促進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等について、事業者が講ずべき措置に関して指針を策定・公表する。</p> <p><b>【概要】</b> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出抑制等指針を策定することを通じ、事業者が自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づく事業者の環境報告書の公表等を通じ、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図り、環境に配慮した事業活動が社会や市場から高く評価されるための条件整備等を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117条)第23条・第24条・第25条</p> <p><b>【予算・補助】</b> 温室効果ガス排出抑制等指針案策定調査事業 ・平成20年から実施しており、平成25年4月までに産業部門(製造業)、業務部門、廃棄物処理部門並びに家庭部門における温室効果ガス排出抑制等指針を策定・公表し、普及啓発を行った。 ・平成26・27年度には、新たに上水道・工業用水道部門及び下水道部門についての検討を行った(平成28年4月1日告示)。</p> <p>中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業 ①環境マネジメントシステム等、環境への取組状況に関する国内外の動向やニーズ調査 ・環境にやさしい企業行動調査:環境報告書の作成状況、グリーン調達の実態等、企業の事業活動における環境配慮の実態に関する統計調査を毎年実施、施策の進捗状況確認や事業内容のあり方等の検討に活用。 ・平成26年度の環境報告書の作成・公表割合は、上場企業65.4%(平成25年度:69.4%)、非上場企業28.0%(25.5%)で、一定の普及はあるものの、頭打ちの状況(環境にやさしい企業行動調査結果より)。 ②我が国の中堅・中小企業の環境経営の普及促進 ・環境経営への期待の変化を背景に、環境省が策定した環境マネジメントシステム:エコアクション21ガイドライン改定に着手(平成29年度発行予定) ・とりわけ経営資源が少ない中堅・中小企業の事情を斟酌し、より環境経営に着手しやすい特別プログラムの開発と実証を行い、平成28年度より補助事業を開始している。 ・この結果、エコアクション21の平成27年度末時点の登録事業者数は、7,690社(前年同期:7,550社)と微増となった。</p> <p>グリーン経済における情報開示基盤の整備事業 ①環境報告書の表彰(環境コミュニケーション大賞)を通じた、優良な環境報告の社会的認知の向上。 ②環境情報開示に関連する調査研究 ・多様化の一途にある環境情報開示について、国内外の最新動向を調査。また、環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインの改定の方向性も研究し(平成28年度計画)、両ガイドライン改定につなげていく。 ③情報開示基盤整備事業 ・25年度から27年度まで、環境報告要約版フォーマットを作成し、金融機関等による利活用の可能性について検証する実証事業を実施。平成27年度の参加事業者数は206社(平成26年度103社)、参加金融機関数は56社(平成26年度27社)</p>		

施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース): 293,560千円
	平成27年度(執行ベース): 324,017千円
	平成28年度(当初予算): 325,402千円
今後の課題・方向性等	<p>温室効果ガス排出抑制等指針案策定調査事業 ・今後は、指針を定めた部門については、エネルギー消費実態等を踏まえつつ、同部門内の対策メニューの見直しの検討を行い、未策定の部門においても指針を策定し、一層の普及を行う。</p> <p>中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業 ・当該施策は平成16年度から実施しており、エコアクション21認証取得数が増加している等の効果が出ている。一方で、国内の中堅・中小企業数から考えると環境マネジメントシステムの一層の普及が必要な状況であることから、今後は、エコアクション21ガイドラインの見直し等の改善を図る。</p> <p>グリーン経済における情報開示基盤の整備事業 ・今後は、本格運用に向けて、本格運用に耐えうるシステム開発と運用ルールが課題であることから、具体的には、運用期間の段階的拡大、企業数拡大、セキュリティ対策の強化、情報の適時開示などの運用ルールの策定等に取り組む。また、あわせて環境情報開示のよりどころとなっている「環境報告ガイドライン」「環境会計ガイドライン」を平成28年度、29年度で見直し、改訂を行う予定としている。</p>
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	—

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	25	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	税制のグリーン化		
施策等の目的・概要	環境汚染物質の排出削減やエネルギー使用効率化を図るために、エネルギー課税や車体課税等の環境関連税制による経済的インセンティブを働かせることで、企業や消費者が商品を製造・購入する際により環境負荷の少ない技術や商品の選択を促進する。		
施策等の実施状況・効果	<p>我が国の温室効果ガス排出量の約9割を占めるエネルギー起源CO2の排出削減を図るため、化石燃料に対しCO2排出量に応じて一定の税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を平成24年10月に導入し、その税収を省エネ・再エネ対策に活用している。同税については、急激な負担増を避けるために税率を3年半かけて段階的に引き上げることとしており、平成28年4月に最終段階への引上げを行った。</p> <p>また、車体課税については、自動車重量税及び自動車取得税のエコカー減税並びに自動車税のグリーン化特例を累次強化した。平成28年度税制改正大綱(平成27年12月16日自由民主党・公明党)では、消費税率10パーセント引上げ時の自動車取得税の廃止及び自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割の導入が明記された。</p> <p>その他、平成26年度にノンフロン製品や温室効果ガス排出抑制設備等の投資の促進を図る税制優遇措置の創設等を、平成27年度に有害鳥獣捕獲従事者等に係る狩猟税の減免措置等を、平成28年度に廃棄物処理施設や最終処分場に係る税制優遇措置の適用期限の延長等を行った。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):21,492 平成27年度(執行ベース):28,100 平成28年度(当初予算):25,531		
今後の課題・方向性等	環境関連税制等のグリーン化については、低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。 昨年7月には2030年度に温室効果ガスを2013年度比26%削減することを目標とする我が国の約束草案が提出され、これを踏まえた地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)が策定された。同計画には「税制のグリーン化に向けた取組及び地球温暖化対策税の有効活用」について規定されており、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	26	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	金融のグリーン化		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 低炭素化プロジェクトへの出資等による支援、リース手法の活用を促進する等、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための支援策を展開する。また、環境格付融資やESG投資の普及・啓発等を推進する。</p> <p><b>【概要】</b> ・民間資金の呼び水として低炭素化プロジェクトに出資する地域低炭素投資促進ファンドを組成する。 ・家庭・事業者向けに、初期投資費用の負担を軽減するため、低炭素機器をリースで導入した場合にリース総額の一部を助成する。 ・環境金融の拡大に向けた利子補給事業や21世紀金融行動原則の普及促進等を図る。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【予算・補助】</b> (1)地域低炭素投資促進ファンド事業(平成26年度予算額4,600,000千円、平成27年度予算額4,600,000千円、平成28年度予算額6,000,000千円) →平成26年度出資決定案件数:9件、コミットメント総額30.8億円、事業総額326.4億円 平成27年度出資決定案件数:8件、コミットメント総額35.6億円、事業総額263.3億円</p> <p>(2)エコリース促進事業(平成26年度予算額1,800,000千円、平成27年度予算額1,800,000千円、平成28年度予算額1,800,000千円) →平成26年度 対象リース契約 1,298件 リース料総額32,093百万円 平成27年度 対象リース契約 1,335件 リース料総額32,851百万円</p> <p>(3)環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成25年度開始、平成26年度予算額1,200,000千円、平成27年度予算額2,224,000千円、平成28年度予算額2,070,000千円) ①環境配慮型融資促進利子補給事業 →平成26年度指定金融機関数:29行(内、12行で45件の新規案件を採択) →平成27年度指定金融機関数:18行(内、3行で11件の新規案件を採択) ②環境リスク調査融資促進利子補給事業 →平成26年度指定金融機関数:10行(内、6行で15件の新規案件を採択) →平成27年度指定金融機関数:9行(内、4行で14件の新規案件を採択)</p> <p>(4)持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則の普及促進(平成26年度予算額8,952千円、平成27年度予算額10,035千円、平成28年度予算額10,308千円) →事務局として運営支援を行っており、平成27年度末時点で200金融機関が署名し、各種ワーキンググループにおいて関連な議論が交わされている。</p> <p>(5)機関投資家によるESG投資等の普及促進(平成27年度開始、平成27年度予算額16,356千円、平成28年度予算額16,814千円) →環境金融の量的拡大や質的向上、地方銀行等における裾野の拡大に向けて、金融機関によるESG投資等の拡大を図るため、平成27年度はESG投資に関するヒアリング調査や計4回検討会を開催した。集大成として、シンポジウムを開催する等、ESG投資の普及・啓発に努めた。</p>		

施策等の予算額 (千円)	平成26年度(執行ベース):7,553,861千円 ※計算式 (1)4,600,000千円+(2)1,745,437千円 +(3)1,200,000千円+(4)8,424千円
	平成27年度(執行ベース):7,789,592千円 ※計算式 (1)4,600,000千円+(2)1,787,127千円+(3)1,382,461千円+(4)10,284千円+(5)9,720千円
	平成28年度(当初予算):9,897,119千円 ※計算式 (1)6,000,000千円+(2)1,800,000千円+(3)2,070,000千円+(4)10,305千円+(5)16,814千円
今後の課題・方向 性等	<p>(1)平成27年度までの累計で、出資契約件数23件、コミットメント総額78億円、これに対する総事業費(開発費用のみの案件を含む)は663億円となり、ファンドからの出資が呼び水となって、約8倍以上の民間資金が集まる見込み。また、出資案件により見込まれるCO2削減効果は、年間 約67万t-CO2 と試算。今後は、引き続き本事業の政策目的等を踏まえ、適切に実施していく。</p> <p>(2)平成27年度は約328億円の低炭素機器導入を支援し、約22.5万tのCO2を削減した。今後は、リース利用者の裾野拡大など、制度の改善を適切かつ継続的に行うことにより、CO2削減効果・経済効果の高い施策を志向する。</p> <p>(3)環境配慮型融資や環境リスク調査融資に取り組む金融機関は徐々に増加しているものの、本事業の利用は一部の金融機関に留まっている。今後とも、地域金融機関への取組拡大のために継続的な事業の改善を図る。</p> <p>(4)更なる環境金融の拡大や取組の質向上、非署名金融機関・機関投資家への署名促進を図るため、引き続きワーキンググループ活動の支援の充実を行うこと及び気候変動に関する問題等先進的な内容を主題としたシンポジウム等を開催し、活性化を図る。</p> <p>(5)引き続き検討会で議論を行い、ESG分野における長期的方向性等を示す予定である。</p>
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>⑩国際経済において、低炭素化の取組の有無がビジネス上のチャンスにもリスクにもなりつつあることに鑑み、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援するなど、経済・社会のグリーン化を推進することが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>利子補給事業をととして、金融機関が企業の環境配慮の取組全体を評価し、その評価結果に応じて低利融資を行う環境格付融資や、事業に伴う環境影響について融資先に調査等を求める環境リスク調査融資を促進しました。また、我が国のESG投資の実態調査・課題整理や融資先の環境経営の取組度と信用力等に関する検討等を行いました。</p> <p>更に、世界に先駆け、環境情報を中心とした非財務情報の開示システムの開発に着手して運用する事業を実施し、平成27年度に実施した実証試験では、国内外の企業・投資家等合わせて約300の主体が参加し、両者間で活発な対話が行われました(詳しくは調査票「事業活動における環境の配慮の促進」を参照)。</p>

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	27	府省名	農林水産省、経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a) c)
施策等の名称	J-クレジット制度の推進		
施策等の目的・概要	J-VER制度、国内クレジット制度が発展的に統合し、平成25年4月より環境省・経済産業省・農林水産省共同で運用している。省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度であり、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく調整後温室効果ガス排出量の報告や低炭素社会実行計画の目標達成、カーボン・オフセット等に活用することができる。		
施策等の実施状況・効果	平成28年3月末現在、J-クレジット制度の対象となる方法論は、太陽光発電、木質バイオマスの活用や森林の整備等61種類が策定されている。平成27年度は、6回の認証委員会を開催し、合計46件のプロジェクトを承認した(旧制度からの移行分を含めると累計で421件のプロジェクトが登録されている)。J-クレジットが活用されることにより、中小企業や農林業者等に資金が還流され、国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策が図られた。また、平成28年5月に開催されたG7伊勢志摩サミット及びG7富山環境大臣会合では、我が国の気候変動対策への姿勢を国際的に示すとともに、国内の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成を図るため、官民の協力によるJ-クレジット等の活用を通じて会議開催に伴うCO2排出をオフセットした。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 337,247千円(環境省)、395,540千円(経済産業省) 平成27年度(執行ベース): 299,737千円(環境省)、481,376千円(経済産業省) 平成28年度(当初予算): 307,466千円(環境省)、440,000千円(経済産業省)		
今後の課題・方向性等	平成28年3月末現在承認されているプロジェクトの2020年までの排出削減・吸収見込量は313万t-CO2である。今後は、クレジットの活用先を増やす必要があることから、引き続き地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく調整後温室効果ガス排出量の報告や低炭素社会実行計画の目標達成に用いることや、企業等によるオフセットの普及や国民全体がオフセットを通じた環境配慮に取り組むためのキャンペーン等を行い、クレジット需要の拡大・多様化を図ることとしている。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	29	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	国民運動の展開		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b>  約束手案達成のためには、家庭・業務部門において約4割という大幅な排出削減が必要。地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を通じ、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。</p> <p><b>【概要】</b>  経済界・自治体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、経済的、快適・健康的メリット等とともに低炭素型の製品への買換え・サービスへの選択・ライフスタイルへの選択を促進させる国民運動「COOL CHOICE」を推進し、積極的かつ自主的な行動につなげる。また、地球温暖化対策計画の対策指標である低炭素アクション等の実施率向上を図る。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度は、気候変動キャンペーン「Fun to Share」を通じた地球温暖化対策の普及啓発、PR活動や地域における地球温暖化防止活動と協力した発信などを実施することで、キャンペーン賛同数(企業)3,703団体を得た。</li> <li>・平成27年度は、26%削減目標と共に新たにスタートした地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)を通じた普及啓発、PR活動や地域の地球温暖化防止活動と協力した発信などを実施することで、運動賛同数(企業)3,733団体を得た。</li> <li>・平成28年度は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)行動元年として、経済界・自治体・NPO等との連携を深め、各主体や地域の地球温暖化防止活動基盤とも協力した普及啓発、PR活動を展開することで、国民の積極的かつ自主的な行動につなげる。なお、平成28年度は国民運動個人賛同を120万人、企業・団体賛同を8万団体(2020年度までに賛同者(個人)600万人、賛同団体数(団体、企業、自治体)40万団体を目指す。)を目標としている。</li> </ul> <p>これらの活動を通じ、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を促すと共に、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の認知度を向上させ、国民に積極的かつ自主的な行動を促すことで、低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を目指す。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 2,369,000千円 平成27年度(執行ベース): 2,426,000千円 平成28年度(当初予算): 2,925,000千円		
今後の課題・方向性等	政府・企業・団体・自治体等の連携の下、低炭素型の商品・サービスなど、温暖化対策に資する「賢い選択(クール・チョイス)」を促す国民運動を抜本的に強化するため、本年5月に設置した環境大臣をチーム長とする「COOL CHOICE(クール・チョイス)推進チーム」やその下に設置される省エネ家電等の主要分野毎の作業グループを活用し、効果的な普及啓発を実施すること。それにより、低炭素な製品への買換えやサービスの選択、ライフスタイルの転換を目指す。それが、新たな市場拡大にもつながる。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b>  ②京都議定書第一約束期間において、特に民生部門からの排出量が増加したことに留意し、取組を強化する必要がある。</p> <p><b>【進捗状況】</b>  地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響について、IPCC評価報告書などで示された最新の科学的知見等に基づく信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図ることとしている。具体的には、多種多様なメディア媒体の活用や情報伝達媒体の作成・活用、さらには直接伝達等を通じて継続的に発信することで、地球温暖化問題への理解や自発的な取組につなげることとしている。</p> <p>また、経済界・自治体・NPO等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、経済的、快適・健康的メリット等とともに省エネ・低炭素型の製品への買換え・サービスへの選択・ライフスタイルへの選択を促進させる国民運動「COOL CHOICE」を推進し、積極的な行動につなげる。</p> <p>さらに、温暖化対策の認知度・機運を高めるため、ホームページや様々なPRの機会を活用して情報発信をするとともに、広報コンテンツを活用した普及啓発を行うことにより、COOL CHOICE賛同者や取組の拡大を目指す。</p>		

**「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)**

整理番号	30	府省名	内閣府
重点検討項目番号	①、②	検討内容の詳細記号	①a)、b)、c)、②
施策等の名称	革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化		
施策等の目的・概要	<p>【目的】革新的エネルギー・環境技術の研究開発を強化する。          【概要】「環境エネルギー技術革新計画」に掲げた取組ごとに事業を実施している関係府省庁を明確にし、平成26年度における取組状況と今後の取組予定を整理した。また、長期的な観点から取組むべき革新的技術等を「エネルギー・環境イノベーション戦略」にとりまとめた。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>環境エネルギー技術革新計画に記載された、Ⅰ)革新的技術のロードマップ、Ⅱ)国内における普及施策、Ⅲ)国際展開・普及施策について、関係府省等からの報告を受け、国として取り組んでいる技術開発・普及施策を推進するための事業を明確にし、平成26年度における取組状況と今後の取組予定について整理した。</p> <p>Ⅰ)革新的技術のロードマップ          革新的技術のロードマップに基づく技術開発については、27の技術項目において、8府省庁によって施策の取組がなされている。また、18の施策は、国としての事業は既に終了している、又は終了予定であることが昨年度のフォローアップで判明したが、その後民間企業による取組へと移行しているものも含まれていた。</p> <p>Ⅱ)国内における普及施策          国内における普及施策については、具体的には、以下のような施策が進められていた。  <input type="checkbox"/> グリーン投資減税や省エネ住宅に係る減税などの税制の活用【経済産業省・国土交通省・環境省】  <input type="checkbox"/> 省エネ・再エネ設備に対する各種補助金の活用【経済産業省・環境省】  <input type="checkbox"/> HFC に対する規制やノンフロン・低GWP 化促進策の実施【経済産業省・環境省】  <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーや水素インフラの導入に資する規制・制度改革【経済産業省・総務省・国土交通省・警察庁】  <input type="checkbox"/> スマートコミュニティや環境未来都市等の実証事業の推進【経済産業省・環境省・内閣府】</p> <p>Ⅲ)国際展開・普及施策について          国際展開・普及施策については、具体的には、以下のような施策が進められていた。  <input type="checkbox"/> 二国間クレジット制度の協議推進や活用【外務省・経済産業省・環境省・農林水産省】  <input type="checkbox"/> ODA・海外投融資・公的金融の活用・関税引き下げや政府間協力など、国際展開を後押しする支援策【外務省・財務省・経済産業省・国土交通省】  <input type="checkbox"/> 気候変動・エネルギーに関する多国間協力・国際機関との連携【経済産業省・外務省・環境省】  <input type="checkbox"/> 諸外国との連携を通じた地球観測技術・観測データの利活用等・温暖化緩和策・適応策の基盤研究の強化【環境省・文部科学省・経済産業省・国土交通省】</p> <p>環境エネルギー技術革新計画を基に、特に長期的に取組むべき技術分野として、次世代デバイス、次世代太陽光、次世代地熱、次世代蓄電池、水素(製造・貯蔵・輸送・利用)等の分野別革新技術、個別技術をネットワーク化しエネルギーシステム全体を最適化するエネルギーシステム統合技術等を特定し、革新的な技術の開発を重点化すると共に、政府が一体となった研究開発体制を強化していくこと等をエネルギー・環境イノベーション戦略として取りまとめた。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	なし	
	平成27年度(執行ベース):	なし	
	平成28年度(当初予算):	なし	
今後の課題・方向性等	<p>今後は、国内外の情勢の変化等も踏まえて、継続的に関係府省庁の研究開発や普及策などの取組状況を俯瞰する。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】          ①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。          ②地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、個別の対策・施策の進捗状況について、費用対効果の視点も含めて点検し、必要に応じ見直しを行う必要がある。</p> <p>【進捗状況】          昨年度のフォローアップは、内閣府で進めている政策課題解決を促すための施策の大括り化の促進や、内閣府主導で行っている戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の推進にも資するものである。また、第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略2015・2016、エネルギー・環境イノベーション戦略の策定にも活用された。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	31	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	①-a)
施策等の名称	気候変動に係る研究の推進		
施策等の目的・概要	<p>&lt;気候変動の監視観測や評価等に関する研究&gt;            長期的かつ世界的な観点から地球温暖化対策を推進するためには、国内外の最新の科学的知見を継続的に集積していくことが不可欠である。そのため、気候変動やその影響に関する監視観測や評価等の様々な研究を実施している。</p> <p>環境省の行政ニーズに沿った研究を競争的資金により実施している環境研究総合推進費では、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を行っている。また、地球環境保全試験研究費では、地球環境保全とりわけ地球温暖化対策等の分野において中長期的な視点から計画的に取り組むべき研究を、各府省の役割を踏まえて実施している。</p> <p>&lt;吸収源算定&gt;            気候変動枠組条約に沿って森林等の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)吸収・排出量の報告・検証体制の設計を行い、我が国の吸収源活動が国際的に認められるように体制の構築を行うことを目的とする。</p> <p>森林等の二酸化炭素排出・吸収量の算定方法の信頼性を向上するため、必要なデータの収集や検討、修正を行う。また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。さらに、気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>&lt;気候変動の監視観測や評価等に関する研究&gt;            環境研究総合推進費では、気候変動や地球温暖化対策の分野において、平成27年度に20件以上の研究を実施した。例えば、「地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究(S-10)」(平成24年～)では、設定した温暖化の緩和目標(戦略)ごとに、その影響評価や緩和策等を評価した。</p> <p>地球環境保全試験研究費においては、平成27年度に12件の研究を実施した。例えば、国際線の大型旅客機に温室効果ガス観測装置を搭載し、上空のCO<sub>2</sub>濃度の観測を行った。これは、これまでデータが決定的に不足していた上空の長期的な観測方法を確立するものである。なお、この観測により得られたデータは、以下で説明している衛星「いぶき」による観測の精度管理にも活用されている。</p> <p>&lt;吸収源算定&gt;            ・平成26年度は、国際的なレビューを踏まえ22件の吸収源分野の算定方法の改善を実施した。これを用いて平成25年度の吸収量を算定し、6,040万-CO<sub>2</sub>トンと算出した。また、2020年以降の枠組みにおける新たな算定方法に関する国際交渉の分析、課題整理を行い、我が国の主張の基礎的材料を提供した。</p> <p>・平成27年度は、6件の吸収源分野の算定方法の改善を実施した。これを用いて平成26年度の吸収量を算定し、5,790万-CO<sub>2</sub>トンと算出した。また、2020年以降の枠組みにおける新たな算定方法に関する国際交渉の分析、課題整理を行い、我が国の主張の基礎的材料を提供した。これらにより、京都議定書に基づいた吸収量の確保、2020年以降の枠組みにおける我が国の立場の維持に重要な貢献を果たしている。</p> <p>・平成28年度は、引き続き算定方法の改善と平成27年度の吸収量の算定を行う予定である。これに加えて、IPCCガイドライン精緻化作業への貢献、パリ協定における森林を含む土地利用分野の計上に関する国際ルールの検討を行う予定である。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):&lt;気候変動の監視観測や評価等に関する研究&gt;982,696&lt;吸収源算定&gt;29,000</p> <p>平成27年度(執行ベース):&lt;気候変動の監視観測や評価等に関する研究&gt;1,530,930&lt;吸収源算定&gt;33,998</p> <p>平成28年度(当初予算):&lt;気候変動の監視観測や評価等に関する研究&gt;1,281,965&lt;吸収源算定&gt;27,712</p>		
今後の課題・方向性等	<p>&lt;気候変動の監視観測や評価等に関する研究&gt;            ○環境問題は、文明の発達に伴って発生し得る問題であり、科学的に未解明な部分がいまだに多くあることから、環境分野の研究・技術開発に引き続き取り組んでいく。            ○不確実性を伴う気候変動の影響に適切に対応するため、科学的知見を充実させ、常に最新の知見を把握する必要があることから、気候変動やその影響の状況について総合的な観測・監視体制を強化していく。</p> <p>&lt;吸収源算定&gt;            当該施策は平成11年度から実施しており、我が国の温室効果ガス吸収量を算定している。京都議定書第二約束期間(2013～2020年)には我が国は参加しないが、吸収源のインベントリ報告はも引き続き行うこととされているので、今後も算定方法を改善させながら京都議定書の計上ルールに基づき吸収量を算定・報告するとともに、2020年以降の新たな枠組みであるパリ協定の実施に関する検討や国際交渉に対応していく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>&lt;気候変動の監視観測や評価等に関する研究&gt;  <b>【今後の課題】</b>            ①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p><b>【進捗状況】</b>            「気候変動の影響への適応計画」や「地球温暖化対策計画」等の政府計画に基づき、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を推進するため、その基盤となる全球での温室効果ガス等の監視観測、気候変動による影響の評価モデル開発等の研究を進めているところ。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	32	府省名	環境省
重点検討項目番号	①、②	検討内容の詳細記号	①-a)、②-c)
施策等の名称	温室効果ガス観測衛星による地球環境観測		
施策等の目的・概要	<p>気候変動科学の発展への貢献と、気候変動対策施策への貢献による低炭素社会開発の推進のため、温室効果ガス観測衛星による地球環境観測を実施している。</p> <p>世界初の温室効果ガス専用の観測衛星である「いぶき」(GOSAT)は、環境省、宇宙航空研究開発機構(JAXA)及び国立環境研究所(NIES)により共同で開発され、平成21年の打ち上げ以降、順調に観測を続けている。全球を多点かつ精度良く観測し(通年で約13,000箇所程度、そのうち陸上は約5,000箇所)、陸上観測の空白域を大幅に減らしており、温室効果ガス(GHG)の吸収・排出量の地理的分布と季節変動や年々変動の把握により、世界に大きく貢献している。GOSATはすでに5年の設計寿命(平成26年1月まで)を迎えたものの、後期運用として観測を続けている。</p> <p>今後も継続した観測により気候変動の科学に貢献し、温室効果ガス排出の監視・検証につなげるため、平成29年度中の打ち上げを目指して、「いぶき」後継機(GOSAT-2)の開発を推進している。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>世界初の温室効果ガス観測専用の衛星「いぶき」(GOSAT)から得られたデータを用いて気候変動科学への貢献と気候変動対策施策への活用を目標に、観測データの精度向上を図っている。</p> <p>観測データの精度向上では、地上及び航空機観測によるデータを用いた衛星観測データの検証・補完体制強化を実施するため、地上観測設備の設置や航空機観測を実施し、温室効果ガスの全球的な多点観測データを取得できる体制を整えている。</p> <p>こうして精度向上を図った観測データにより、気候変動科学や気候変動対応施策への活用に取り組んでおり、「いぶき」観測データを利用した論文は平成26年12月末の136本から、平成27年12月末の176本に増加している。それらの知見の一部が気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書(AR5)にも引用された。また、平成26年12月には、「いぶき」による世界の大都市上空の人為起源CO<sub>2</sub>濃度と排出量インベントリから推定した人為起源CO<sub>2</sub>濃度との間には相関関係があることを公表し、平成27年11月には「いぶき」による世界の人為起源メタン排出地域を明らかにし、CO<sub>2</sub>と同様、「いぶき」による人為起源メタン濃度と、排出量インベントリから算出したメタン濃度には相関関係があることを明らかにした。これらの成果から、「いぶき」観測データが排出量インベントリの検証に利用できる可能性を示した。さらに、平成27年度には「いぶき」の観測データから地球上の大気全体の平均二酸化炭素濃度を算出・公表した。</p> <p>5年の設計寿命を超えて運用中の「いぶき」の観測を発展的に継続させるため、「いぶき」後継機では、1日の観測点を1.5倍に増やし、大都市・大規模排出源における排出量把握を目指すなど、観測精度の更なる向上を図っている。平成24年度から開発に着手し、平成26年度は、「いぶき」後継機の一部について基本設計を行い、試作機の製作を開始した。平成27年度は、観測センサのプロトタイプモデルの開発を継続して実施すると共に、衛星と衛星管制システム及びミッション運用系システムの詳細設計を完了し、維持設計段階に移行した。</p> <p>さらに都市及び地域全体として効率の良い低炭素システムを導入し、現地において衛星を使ったMRVによる効果検証を行うためのパイロット事業に平成26年度から着手している。本事業で開発された手法をベースとし、他のJCM事業の効果検証を図る。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 6,989,874(一般会計:4,168,000千円、特別会計:2,821,874千円)</p> <p>平成27年度(執行ベース): 4,389,095(一般会計:1,023,000千円、特別会計:3,366,095千円)</p> <p>平成28年度(当初予算): 4,444,299(一般会計:23,652千円、特別会計4,420,647千円)</p>		
今後の課題・方向性等	<p>今後は、「いぶき」後継機の平成29年度の打上げを目指し、引き続き開発を進めるとともに、温室効果ガス排出量(インベントリ)の監視ツールとしての活用方法を検討するなど、データ利用促進のための取り組みを実施する。そして、平成32年(2020年)以降の次期枠組みを含む気候変動対策へ貢献するなど、我が国の国際社会における役割を継続的に果たすとともに、途上国を含む全球の排出量を把握し、低炭素社会開発に向けた対策推進のための情報提供を行う。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	33	府省名	経済産業省、国土交通省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	混合セメントの利用拡大		
施策等の目的・概要	セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ、フライアッシュ等を混合したセメント(混合セメント)の利用を拡大することで、クリンカの生産量を低減し、クリンカ製造プロセスで原料(石灰石)から化学反応によって発生する二酸化炭素を削減する。		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【実施中及び実施した施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)による利用の促進(公共工事の中で使用を促進すべき資材として混合セメントを指定しているところ)</li> <li>・都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)による利用の促進(低炭素建築物の認定基準の項目における選択的項目の1つに高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用を規定)</li> <li>・J-クレジットによる方法論の確立(ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設)</li> <li>・混合セメントの普及拡大方策に関する検討(セメント産業における省エネ製造プロセスの普及拡大に関する調査)</li> </ul> <p><b>【施策の効果】</b></p> <p>2005年度をピークに低下していた混合セメント調達率が、グリーン購入法による指定を受けた次年度である2009年度から上昇に転じたことから、上記施策は一定の効果があったと判断する。 対策評価指数については、2013年度22.1%(前年度から1.2%上昇)となっており当初の目標を上回ったが、復興需要等に伴う軟弱地盤への固化材利用等が増加したことによるものと考えられる。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):なし</p> <p>平成27年度(執行ベース):800万円(セメント産業における省エネ製造プロセスの普及拡大方策に関する調査事業)、275百万円の内数(平成27年度グリーン貢献量認証制度等基盤整備事業(J-クレジット制度運営等業務)経産省:137百万円、環境省:137百万円)</p> <p>平成28年度(当初予算):なし</p>		
今後の課題・方向性等	<p>混合セメントは一般的に広く普及しているポルトランドセメントと異なり、初期強度の発現が遅い、条件によってはひび割れ発生が増加する、といったデメリットがある。混合セメントのこうした性質上、普通セメントと比べ施工後に本来の強度を発生するまでに日時を要するため、我が国では橋梁やダム、港湾等の早期強度を必要としない公共工事が主な用途であり、その需要量は公共工事量に大きく依存する構造となっている。国等の公共工事における混合セメント調達率は、毎年度、環境省において実施しているグリーン購入法のブロック別説明会等の効果もあり、最高で99.7%(2011年度実績)にまで達しており、公共工事内でこれ以上の混合セメントの需要量拡大は難しい状況である。民間工事における利用の拡大を図る必要があると考えられるが、養生期間が長くなる・ひび割れの増加などの課題が解決されていないため、普及拡大には至らない状況。</p> <p>このため、都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法 2012年12月施行)による利用の促進(低炭素建築物の認定基準の項目における選択的項目の1つに高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用を規定)、J-クレジットによる方法論の確立(ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設)、(混合セメントの普及拡大方策に関する検討(セメント産業における省エネ製造プロセスの普及拡大に関する調査)を実施し、混合セメントの利用促進のための更なる環境整備を図っているところ。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	34	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	廃棄物の排出抑制、再生利用の推進		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 廃棄物の排出抑制や再生利用の推進により、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物処理法」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、個別リサイクル法に基づく措置の実施、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組の推進等により、廃棄物の排出を抑制し、また再生利用を促進する。併せて、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が示す方向性に沿って、3Rの実現に資する廃棄物処理施設の整備を推進し、廃棄物の焼却量を削減する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> 循環型社会形成推進基本法、循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理法、廃棄物処理施設整備計画 個別リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律等)</p> <p><b>【予算・補助】</b> 循環型社会形成推進交付金(平成26年度 67,886百万円の内数)による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援</p> <p><b>【普及啓発】</b> 市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及 市町村による廃棄物分野における温室効果ガスの排出抑制の取組の推進(温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルの作成・公表) グリーン購入法に基づく廃棄物の削減に資する物品等の優先的購入</p> <p><b>【その他】</b> ごみ処理広域化の推進</p> <p>これらの施策等により、一般廃棄物(プラスチック)の焼却量が平成26年度では3,262千トンであった。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 89,626百万円の内数		
	平成27年度(執行ベース): 67,886百万円の内数		
	平成28年度(当初予算): 36,470百万円の内数		
今後の課題・方向性等	一般廃棄物(プラスチック)の焼却量については、リサイクルの進展等により、着実に減少している。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	35	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	有機性廃棄物の直接埋立量の削減		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立処分に伴うメタン排出量を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物処理法」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組の推進等により、廃棄物の排出を抑制し、また、再生利用を推進する。併せて、有機物の直接埋立てを原則として行わないなど、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が示す方向性に沿った市町村等の廃棄物処理施設の整備を推進することにより、生ごみなどの有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立てに伴うメタン排出量を削減する。加えて、廃棄物処理体制の強化及び優良処理業者育成等による産業廃棄物の不法投棄を削減することにより、生ごみなどの有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立てに伴うメタン排出量を削減する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> 循環型社会形成推進基本法、循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理法、廃棄物処理法基本方針 個別リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律) 優良処理業者に優遇措置を講じる優良性評価制度を平成17年度に創設し、さらに優良処理業者へのインセンティブを改善した優良産廃処理業者認定制度を平成23年4月から運用している。また、平成25年に環境配慮契約法に「産業廃棄物の処理に係る契約」を類型追加し、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる環境を整備した。</p> <p><b>【予算・補助】</b> 製造事業者と連携した循環産業形成支援事業(平成25年度開始、同年度60,000千円、平成26年度32,925千円、平成27年度25,000千円(同年度終了)) 循環型社会形成推進交付金(平成26年度 67,886百万円の内数)による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援</p> <p><b>【融資】</b> 株式会社日本政策金融公庫が行っている中小企業が産業廃棄物処理関連施設※を取得するために必要な資金の融資(環境・エネルギー対策貸付制度)において、通常よりも更に低利率で融資が受けられる。</p> <p><b>【普及啓発】</b> 市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及 有機物の最終処分場への直接埋立の原則廃止を推進 より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成するための排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム形成に向けたフォーラムを開催した。(平成26年度3回開催、平成27年度3回開催) また、優良認定業者が情報発信するためのサイト(優良さんばいナビ。平成23年度創設。)の利便性向上のためのシステム改修を行った。</p> <p><b>【その他】</b> これらの事業により、優良認定業者数が平成26年度末858者、平成27年度末997者と右肩上がりに増加している。また、一般廃棄物(食物くず、紙くず、繊維くず、木くず)の最終処分量が平成26年度では381千トンであった。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 89,626百万円の内数</p> <p>平成27年度(執行ベース): 67,886百万円の内数</p> <p>平成28年度(当初予算): 36,470百万円の内数</p>		
今後の課題・方向性等	<p>有機性廃棄物の直接埋立量については、着実に減少している。また、一般廃棄物については、平成25年5月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、有機物の直接埋立ては原則として行わないこととしている。優良産廃処理業者認定制度は、産廃処理業者全体の中で優良認定業者の占める割合はまだまだ低い状況であるため、国として継続して優良処理業者が優位に立てる環境づくりを進め、優良処理業者を育成していく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	36	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	水田の有機物管理		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 水田において、メタンの排出係数が相対的に高い稲わらのすき込みから排出係数の低い「堆肥の施用」への転換を推進すること等により、稲作に伴うメタン排出量の削減を図る。</p> <p><b>【概要】</b> 稲わらのすき込みから、堆肥等へ転換することを可能にするための堆肥製造施設の整備や地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組を支援し、メタンの排出量の削減を通じて、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保等に貢献する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 環境と調和のとれた農業生産活動規範</p> <p><b>【予算・補助】</b> 強い農業づくり交付金(平成18年度1件、21年度1件、22年度1件、23年度1件、24年度1件) 環境保全型農業直接支援対策(平成23年度17,009ha、24年度41,439ha、25年度51,114ha、26年度57,744haの農地を対象に実施) 環境保全型農業直接支払交付金(27年度76,863ha(見込み)の農地を対象に実施) 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業(平成27年度契約件数51件)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):強い農業づくり交付金 31,226,048千円の内数 環境保全型農業直接支援対策 1,818,394千円 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業 107,227千円		
	平成27年度(執行ベース):強い農業づくり交付金 49,285,637千円の内数 環境保全型農業直接支払交付金 2,239,942千円 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 53,480千円		
	平成28年度(当初予算):強い農業づくり交付金 20,784,773千円の内数 環境保全型農業直接支払交付金 2,410,320千円 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 54,332千円		
今後の課題・方向性等	<p>強い農業づくり交付金については、平成17年度より取り組んでおり、これまでに計5件の事業執行を行っている。環境保全型農業直接支払交付金については、平成23年度から27年度までの5年間に計244,169ha(見込み)の農地に対して支援を実施している。</p> <p>農地土壌炭素貯留等基礎調査事業(旧農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業)については、平成25年度より実施しており、国連気候変動枠組条約事務局に対し、毎年報告することが義務づけられている温室効果ガス吸収・排出量について信頼性の高い報告(温室効果ガスインベントリ報告)を行うための調査、検証を実施している。</p> <p>これらの取組を通じて、稲作に伴うメタン排出量は、2013年比で約1%減となっており(2016年4月、温室効果ガスインベントリ報告書)、今後も引き続き、メタンの排出量の削減に資する、実効性のある取組を推進していく必要がある。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	37	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等		
施策等の目的・概要	<p>下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化や固形燃料化により、下水汚泥の焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減するため、次の施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一酸化二窒素の排出の少ない焼却炉の開発を支援するとともに、高温焼却炉の新設・更新等の施設整備の支援する。</li> <li>・下水汚泥固形燃料に係るJIS規格を策定するとともに、下水汚泥の固形燃料貯蔵施設の取得に係る投資について減税措置を講じ、下水汚泥固形燃料の利用促進を図る。</li> </ul>		
施策等の実施状況・効果	<p>【法律・基準】 下水汚泥固形燃料に関するJIS規格(JIS Z7312)の策定(平成26年9月策定)</p> <p>【税制】 グリーン投資減税(下水汚泥固形燃料貯蔵設備):設備を取得した事業者に対する税制上の支援(平成23年度～)</p> <p>【予算・補助】 社会資本整備総合交付金による支援</p> <p>【技術開発】 下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)におけるターボ型焼却炉の開発と普及(平成25～26年度)</p> <p>これらの事業により、下水汚泥高温焼却率が平成26年度では68%にまで増加した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 2,373,258,539千円の内数		
	平成27年度(執行ベース): 1,996,554,000千円の内数		
	平成28年度(当初予算): 1,998,566,000千円の内数		
今後の課題・方向性等	<p>地方公共団体の厳しい財政事情等のため、改築や修繕に要する初期投資コストが大きく維持管理コストが増加する高温焼却化は更新が進みにくい状況があるものの、汚泥焼却の高度化の取組は着実に進展している。</p> <p>また、N2O削減及び再生可能エネルギー増大にも資する固形燃料化についても、設備導入が進められていることから、引き続き設備整備支援等を実施する。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	38	府省名	環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化や廃棄物の3Rを推進し、廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。</p> <p><b>【概要】</b> 循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に定める目標や、廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進することにより、一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減するとともに、ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加により、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化を進めることにより、廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出削減を進める。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> 循環型社会形成推進基本法、循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理法、廃棄物処理法基本方針</p> <p><b>【予算・補助】</b> 循環型社会形成推進交付金(平成26年度 67,886百万円の内数)による市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の事業の支援</p> <p><b>【普及啓発】</b> 市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及 市町村による廃棄物分野における温室効果ガスの排出抑制の取組の推進(温室効果ガス排出抑制等指針マニュアルの作成・公表)</p> <p><b>【その他】</b> ごみ処理広域化の推進</p> <p>これらの施策等により、一般廃棄物の焼却炉のうち全連続式焼却炉の処理能力の割合が平成26年度では88.5%、一般廃棄物の焼却量が平成26年度では33,470千トンであった。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 89,626百万円の内数		
	平成27年度(執行ベース): 67,886百万円の内数		
	平成28年度(当初予算): 36,470百万円の内数		
今後の課題・方向性等	一酸化二窒素の発生量が少ない全連続式焼却炉の割合が大きくなっており、発生量が多いパッチ炉の割合が少なくなっている。一般廃棄物の焼却量については、減少傾向にあるものの、今後も発生抑制や再生利用の取組の促進が必要である。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	39	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	施肥量の適正化・低減		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> ・施肥量の低減、分施、緩効性肥料の利用により、施肥に伴う一酸化二窒素の排出量を抑制する。</p> <p><b>【概要】</b> ・施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥設計の見直し等による施肥量の低減に向けた取組や地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組を支援し、その排出量の削減を通じて、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保等に貢献する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・生産環境総合対策事業のうち農業生産環境対策事業において、平成26年度には減肥基準の策定が3地区、施肥量10%以上削減の取組が22地区で行われており、施肥量の適正化に効果が出ている。</p> <p>・環境保全型農業直接支払交付金において、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援(平成26年度には57,744ha、平成27年度には76,863ha(見込み)の農地に対して支援)を行っており、持続的な農業生産の促進に寄与している。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 生産環境総合対策事業のうち農業生産環境対策事業 9,684千円 環境保全型農業直接支援対策 1,818,394千円		
	平成27年度(執行ベース): 環境保全型農業直接支払交付金 2,239,942千円		
	平成28年度(当初予算): 環境保全型農業直接支払交付金 2,410,320千円		
今後の課題・方向性等	<p>・生産環境総合対策事業のうち農業生産環境対策事業(低コスト施肥技術体系確立事業、減肥基準等適応促進事業)において、肥料の使用の適正化を進めており、平成24年度から26年度までに減肥基準の策定が5地区、施肥量の10%以上削減の取組が65地区で実施されている。また、農用地土壌からの一酸化二窒素排出量は、1990年比で、2割程度減少している。(2016年4月、温室効果ガスインベントリ報告)今後も引き続き、都道府県、農業団体、肥料関係団体等との連携の下、適正施肥の推進を行っていく。</p> <p>・環境保全型農業直接支払交付金において、農業の持続的発展の促進を図るため、平成23年度から27年度までの5年間に計244,169ha(見込み)の農地に対して支援を行っている。今後も引き続き、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組について推進を行っていく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	—		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	40	府省名	経済産業省、環境省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	b)
施策等の名称	代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> フロン類の製造、使用、廃棄等のライフサイクルの各段階の当事者による、フロン類の使用の合理化及びフロン類の管理の適正化を促し、フロン類の排出量を抑制する。</p> <p><b>【概要】</b> ガスメーカー等によるフロン類の実質的フェーズダウン、機器メーカー等によるフロン類使用製品のノンフロン・低GWP化の促進、業務用冷凍空調機器のユーザーによるフロン類の漏えい防止、フロン類の回収・再生・破壊制度の充実・強化を図る。併せて、ノンフロン・低GWP機器の技術開発や導入の支援、普及啓発、産業界による自主行動計画に基づく取組の進捗管理等を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> 平成13年から施行している「特定家庭用機器再商品化法」、平成14年から施行している「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」及び平成17年から施行している「使用済自動車の再資源化等に関する法律」により、フロン類の回収・破壊を推進(平成26年度:7,440トン回収し、6,130トン破壊)。さらに平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の抜本的な改正を行い(法律名も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に変更)、フロン類のライフサイクル全体にわたる規制措置を導入。</p>		
	<p><b>【税制】</b> ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設(平成26年度～平成28年度)。 生産性向上設備投資促進税制の創設(平成26年度～平成28年度)。</p>		
	<p><b>【予算・補助】</b> (環境省) ・フロン等対策推進調査費(請負費・委託費)(平成元年度～) ・省エネ型ノンフロン整備促進事業(補助金)(平成20年度～平成26年度。平成26年度174件。) ・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(補助金・委託費)(平成26年度～平成28年度。補助事業:平成26年度446件、平成27年度531件。) ・自動車リサイクル推進事業(請負調査)(平成22年度～) ・家電リサイクル推進事業(請負調査)(平成19年度～) (経済産業省) ・冷媒管理技術向上支援事業(委託費)(平成26年度～) ・代替フロン等排出削減先導技術実証支援事業(補助金)(平成22年度から実施。平成26年度3件、平成27年度2件。) ・省エネルギー型代替フロン等排出削減技術実証支援事業(補助金)(平成25年度から実施。平成26年度9件、平成27年度5件。) ・高効率ノンフロン型空調機器技術の開発(独交交付金)(平成23年度から5カ年計画の事業)</p>		
	<p><b>【自主的取組】</b> 産業界による自主行動計画の推進により、代替フロン等4ガスの排出を削減。</p> <p>これまでの取組により、京都議定書第一約束期間(2008年度～2012年度)の排出量の5カ年平均は2,400万t-CO<sub>2</sub>となり、目標値である約3,100万t-CO<sub>2</sub>(基準年(1995年)の水準から基準年総排出量比で1.6%の水準)以下を達成。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):5,758,781千円(環境省フロン対策室、経済産業省オゾン層保護等推進室)、27,000千円(自動車リサイクル推進事業費(内数))、42,660千円(家電リサイクル推進事業費(内数))</p> <p>平成27年度(執行ベース):7,175,101千円(環境省フロン対策室、経済産業省オゾン層保護等推進室)、28,080千円(自動車リサイクル推進事業費(内数))、40,188千円(家電リサイクル推進事業費(内数))</p> <p>平成28年度(当初予算):7,823,184千円(環境省フロン対策室、経済産業省オゾン層保護等推進室)、23,000千円(自動車リサイクル推進事業費(内数))、37,000千円(家電リサイクル推進事業費(内数))</p>		

<p>今後の課題・方向性等</p>	<p>平成27年4月に施行されたフロン排出抑制法の円滑かつ確実な運用に取り組む。          具体的には、フロン類の製造業者等及びフロン類使用製品の製造事業者等を対象とした規制の確実な実施・運用、使用時漏えいを防止するための点検等の基準の遵守徹底、フロン類算定漏えい量報告・公表制度の円滑かつ効果的な運用、業務用冷凍空調機器の廃棄時等のフロン類の回収の徹底を推進する。          また、技術実証、導入補助、普及啓発事業等の施策を通じ、今後ともノンフロン・低GWP化技術の開発・商品化と普及のための支援を強化する。          加えて、フロン類の回収・破壊や産業界の自主行動計画に基づく取組の継続的な実施により、効果的・効率的な排出抑制対策に取り組む。          これらの取組により、当該施策を実施しなかった場合に比べ、2020年において1,845万トン-CO<sub>2</sub>の、2030年において4,822万トン-CO<sub>2</sub>の削減効果を見込んでいる。(2014年:約4,200万トン-CO<sub>2</sub>、2020年の排出量の目安:約4,570万トン-CO<sub>2</sub>、2030年の排出量の目標:約2,890万トン-CO<sub>2</sub>)</p>
<p>第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況</p>	<p>—</p>

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	41	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	森林吸収源対策		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 間伐等の森林の適正な整備等を通じて、森林による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化する。</p> <p><b>【概要】</b> 「森林・林業基本計画」や「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(H25)に基づき、森林吸収量の確保を図るため、多様な政策手法を活用しながら、間伐や造林などを通じた健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた取組、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用等の対策を推進。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> ・森林法(昭和26年法律第249号) 森林所有者がその責務を果たし、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、所有者不明の場合であっても適正な森林施策を確保できるようにする制度や森林経営計画制度等を規定。 ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号) 間伐等の森林の適正な整備等を通じて、森林による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化する。 ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号) 国自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めることや、地方公共団体においても国の施策に準じ公共建築物における木材の利用に努めること等を規定。同法に基づく公共建築物等における木材利用方針は、平成24年3月末までに全都道府県にて策定済み。平成28年3月末までに全国1,742市町村中1,512の市町村で策定済み。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(いわゆる固定価格買取制度) 再生可能エネルギー(木質バイオマス等)により発電した電気を、地域の電気事業者が一定価格で買い取ることを規定。木質バイオマスのエネルギー利用が促進されることを通じて、地域材の利用拡大や森林整備を推進。</p> <p><b>【税制】</b> ・平成17年度以来一貫して、森林吸収源対策に活用できる環境税・地球温暖化対策税を要望。 ・平成28年度与党税制改正大綱において、 ① 木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用の普及への地球温暖化対策のための税の活用 の充実を図る、 ② 市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制(森林環境税(仮称))等の新たな仕組みを検討する、 こととされた。</p> <p><b>【予算・補助】</b> ・森林整備事業 森林所有者等が行う植付、下刈、間伐等の作業や、効率的な作業に必要な路網整備等に対して助成を実施。 ・治山事業 森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、国及び都道府県による機能の低下した森林の整備等を実施。 ・新たな木材需要創出総合プロジェクト 新たな製品・技術の開発・普及や、各分野での木材利用を幅広く拡大することで、新たな木材の需要を創出するとともに、これらの需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制の構築等に対して総合的に支援。 など</p> <p><b>【普及啓発】</b> ・国民参加の森林づくり等 全国植樹祭等全国規模の緑化行事や美しい森林づくり推進国民運動等の総合的普及啓発、多様な主体による森林づくり活動への支援、森林環境教育の推進等を通じ、国民参加の森林づくり等を推進。</p>		
施策等の予算額(億円)	平成26年度(当初予算): 1,454 平成27年度(当初予算): 1,502 平成28年度(当初予算): 1,584		
今後の課題・方向性等	2013年の「気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)」において、2020年度における温室効果ガス削減目標について、2005年度総排出量(13億9,700万CO <sub>2</sub> トン)比で3.8%を削減することを表明し、森林吸収源については、約3,800万CO <sub>2</sub> トン(2.7%)以上の吸収量の確保を目標としたところ。この森林吸収量の目標は、第2約束期間においては森林経営活動による森林吸収量の算入上限値が1990年総排出量比で各国一律3.5%(2013～2020年平均)とされていることを踏まえ、この上限値が確保されることを前提としたものである。 また、2020年以降の枠組みについては、我が国は、2015年7月に、COP19の決定に基づき、2030年度の削減目標を2013年度総排出量(14億800万CO <sub>2</sub> トン)比で26.0%を削減することとし、このうち約2,780万CO <sub>2</sub> トン(2.0%)を森林吸収源対策で確保することを目標とするなどの約束草案を気候変動枠組条約事務局へ提出した。 これらの目標を達成するためには、間伐や造林などを通じた健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた取組、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用等の推進に引き続き取り組む必要がある。 さらに、森林吸収源対策について、必要な施策を推進できるよう安定的な財源の確保が課題であり、平成28年度与党税制改正大綱等も踏まえ、引き続き、森林吸収源対策に関する安定的な財源の確保に向けて取り組む。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	—		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	42	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	農地土壌吸収源対策		
施策等の目的・概要	<p><b>【目的】</b> 農地・草地土壌における土づくりの推進を通じて、二酸化炭素の貯留を推進する。</p> <p><b>【概要】</b> 我が国の農地及び草地土壌における炭素貯留は、土壌への堆肥や緑肥等の有機物の持続的な施用等により増大することが確認されており、堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することによって、農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p><b>【法律・基準】</b> 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 環境と調和のとれた農業生産活動規範</p> <p><b>【予算・補助】</b> 強い農業づくり交付金(平成18年度1件、21年度1件、22年度1件、23年度1件、24年度1件) 環境保全型農業直接支援対策(平成23年度17,009ha、24年度41,439ha、25年度51,114ha、26年度57,744haの農地を対象に実施) 環境保全型農業直接支払交付金(27年度76,863ha(見込み)の農地を対象に実施) 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業(平成27年度契約件数51件)</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):強い農業づくり交付金 31,226,048千円の内数 環境保全型農業直接支援対策 1,818,394千円 農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業 107,227千円		
	平成27年度(執行ベース):強い農業づくり交付金 49,285,637千円の内数 環境保全型農業直接支払交付金 2,239,942千円 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 53,480千円		
	平成28年度(当初予算):強い農業づくり交付金 20,784,773千円の内数 環境保全型農業直接支払交付金 2,410,320千円 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 54,332千円		
今後の課題・方向性等	<p>強い農業づくり交付金については、平成17年度より取り組んでおり、これまでに計5件の事業執行を行っている。環境保全型農業直接支払交付金については、平成23年度から27年度までの5年間に計244,169ha(見込み)の農地に対して支援を実施している。</p> <p>農地土壌炭素貯留等基礎調査事業(旧農地土壌温室効果ガス排出量算定基礎調査事業)については、平成25年度より実施しており、国連気候変動枠組条約事務局に対し、毎年報告することが義務づけられている温室効果ガス吸収・排出量について信頼性の高い報告(温室効果ガスインベントリ報告)を行うための調査、検証を実施している。</p> <p>これらの取組を通じて、農地土壌による炭素吸収量※は、2013～2020年において年平均708～828万トンの吸収を見込んでおり、2013年の吸収量は757万トンとなっている。</p> <p>今後も引き続き、農地土壌における炭素貯留に資する、実効性のある取組を推進していく必要がある。</p> <p>※ ネットネット方式(基準年(1990年)と比較してCO2の排出量が減少した場合にその差を吸収量として計上する方式)で計算した場合。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	43	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	①	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	都市緑化等の推進		
施策等の目的・概要	<p>【目的】 都市緑化等による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化する。</p> <p>【概要】 都市公園の整備、道路、港湾等における緑化、建築物等の新たな緑化空間の創出を推進するとともに、都市緑化等による吸収量の算定方法の整備等を推進する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【予算】 社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備や道路、河川、港湾等における緑化を推進。</p> <p>上記による都市緑化等の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定方法の精度向上等により、CO2吸収量として114.6万トン进行計上(平成26年度実績)した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(当初予算):5,161,643百万円		
	平成27年度(当初予算):5,788,710百万円		
	平成28年度(当初予算):5,776.692百万円		
今後の課題・方向性等	引き続き、都市公園の整備、道路、港湾等における緑化、建築物等の新たな緑化空間の創出を推進するとともに、都市緑化等による吸収量の算定方法の整備等を推進する。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	-		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	44	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	二国間環境協力を通じた気候変動対策の推進		
施策等の目的・概要	地球温暖化問題の解決に向けて、我が国を含む先進国における温室効果ガスの排出削減も重要であるが、排出量が増大している新興国・途上国での排出を削減又は抑制していくこと及び気候変動の影響に対処していくことも喫緊の課題である。この観点から、二国間の環境協力については、アジア太平洋地域を中心に環境協力覚書の締結や専門家の派遣等も含め、我が国が蓄えてきた経験、知見、教訓や対策技術に立脚したものを一層推進する。一例として、途上国の経済成長と環境保全を両立させるため、環境汚染対策と地球規模での対策が必要な温室効果ガスの排出削減を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進する。また、途上国への支援のみならず、環境政策対話等を通じた先進国間の水平的な協力により、地球温暖化対策の着実な実施に向けて協調した施策を実施する。		
施策等の実施状況・効果	途上国との環境分野における相互協力を強化するため、環境協力覚書の締結を進めており、平成26年度にはイラン・イスラム共和国環境庁と同覚書を締結し、また平成27年度にはモンゴル国自然環境グリーン開発観光省と同覚書の更新を行った。いずれの締結国とも毎年環境政策対話を実施しており、平成28年度も同政策対話を締約国(モンゴル、インドネシア、シンガポール、ベトナム、イラン)と継続して実施するとともに、必要な国においては覚書の更新を行う予定である。 また、技術的支援について、具体的には一例としてコベネフィット型環境対策の実証試験を含む調査を実施しており、平成26年度は、インドネシア、モンゴル、中国において計3件実施した結果、実証試験については大気汚染物質の排出削減や排水の水質改善といった環境改善に加え、各事業にて21~27%の温室効果ガス排出削減効果を確認している。平成27年度は、インドネシア、モンゴル、中国において計4件実施した結果、実証試験については大気汚染物質の排出削減に加え、26%の温室効果ガス排出削減効果を確認している。平成28年度は、インドネシア、モンゴル、中国において計4件実施する予定である。 また政策的支援については、例えば気候変動に係る日中政策研究ワークショップ及び日印政策研究ワークショップを、平成26年度、27年度ともに1度ずつ開催し、各国の気候変動政策及び国際協力のあり方等について、活発な意見交換を行った。平成28年度も各1度ずつ開催予定。さらに低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)の下で、我が国の経験を活かし、アジア諸国の研究者や政策決定者と連携して低炭素社会の構築に向けた取組が推進されている。平成27年度はマレーシア・ジョホールバルで第4回年次会合が開催され、12か国1国際機関が参加した。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 357,782千円(内数) 平成27年度(執行ベース): 507,564千円(内数) 平成28年度(当初予算): 1,232,507千円(内数)		
今後の課題・方向性等	平成28年5月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進に関する事項が地球温暖化対策計画に定める事項に明記され、また同月に閣議決定された地球温暖化対策計画に「海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進」が位置付けられたことも踏まえて、今後とも二国間環境協力を通じた気候変動対策を着実に推進する。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	—		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	45	府省名	環境省・経済産業省・外務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	二国間クレジット制度(JCM)の構築・実施		
施策等の目的・概要	優れた低炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の低炭素成長に貢献することができる。このため、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。これにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO <sub>2</sub> の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる。JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。		
施策等の実施状況・効果	平成26年度は、カンボジア、メキシコとの間でJCMを構築し、パートナー国は12か国に達した。 平成27年度は、チリ、サウジアラビア、ミャンマー、タイとの間でJCMを構築し、JCMパートナー国は16か国に達した。また、平成27年度末時点において、21件の方法論が承認済みである。さらに、環境省はJCM資金支援事業を58件、経済産業省はJCM実証事業を10件実施しており、これらのうちJCMプロジェクトとして10件が登録されている。なお、環境省は都市間連携に基づく実現可能性調査を平成26年度より実施しており、これまでに国内9自治体、海外17都市が参画している。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 環境省: 9,238,466千円、経済産業省: 2,267,332千円 平成27年度(予算ベース): 環境省: 9,891,533千円、経済産業省: 4,022,000千円 平成28年度(当初予算): 環境省: 9,891,533千円、経済産業省: 2,980,000千円		
今後の課題・方向性等	今後は、具体的な排出削減・吸収プロジェクトのさらなる実施に向けて、温室効果ガス排出量の測定・報告及び検証(MRV)方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携や国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)と連携したJCM特別金融スキームの活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や国際協力機構(JICA)、アジア開発銀行(ADB)等の関係機関との連携も含めたさらなるプロジェクト形成のための支援等を行う。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b> ⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。</p> <p><b>【進捗状況】</b> JCMについては、気候変動枠組条約の補助機関会合に対してJCMの取組に関する意見提出を行うとともに、締約国会議においてJCMのパートナー国(16か国)から閣僚を含むハイレベルの代表者が出席するJCMパートナー国会合の開催やサイドイベントを活用した取組の紹介を行った。また国連以外の国際会議の場(世界銀行が主催する市場メカニズム準備基金(PMR)会合、ニュージーランド政府が主催するアジア太平洋炭素市場ラウンドテーブル(APCMR)、国際排出量取引協会が主催する炭素市場関連会議等)やJCM公式ウェブサイトにおいても、JCMによるパートナー国のメリットやこれまでのJCMの実績を各国に示すことで、今後のパートナー国の拡大に向けたJCMへの理解の向上に努めた。 国内では、ウェブサイト「新メカニズム情報プラットフォーム」における情報提供や、JCMに関するシンポジウムやセミナーの開催及び中央環境審議会、産業構造審議会における報告等により、JCMの進捗状況やその成果等について、幅広く情報発信を行った。</p> <p><b>【今後の課題】</b> ⑧ACEに基づき、JCMの具体案件の実施を通じて制度を本格的に運用・拡大するとともに、環境技術の世界的な普及において我が国がリーダーシップを発揮することが望ましい。</p> <p><b>【進捗状況】</b> 途上国に対しては、技術協力でJCMを含む気候変動対策に関する能力強化を行うなど、JCMの実施体制を構築する支援を行い、JCMプロジェクトの実施による我が国の環境配慮型技術の普及の基盤づくりを行っている。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	46	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a)
施策等の名称	環境政策対話等を通じた先進国間の水平的な協力		
施策等の目的・概要	<p>環境政策対話等を通じた先進国間の水平的な協力により、地球温暖化対策の着実な実施に向けて協調した施策を実施する。</p> <p>日米間の協力においては、気候変動対策の実践に関する情報の共有・交換を行い、さらに世界適応ネットワーク(GAN)やアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)、適応計画にかかる世界ネットワーク等の知見共有ネットワークを通じて、適応能力の強化を図る。</p> <p>日仏・日独間の協力においては、L2-Tech(先導的低炭素技術)について、リストの策定・公表等により導入促進を行っている我が国(2016年G7サミット議長国)と、優れた温暖化対策技術の普及について世界を牽引するフランス(COP21議長国)及びドイツ(2015年G7サミット議長国・2017年G20サミット議長国)との間で、それぞれ温暖化対策技術の情報交換及び普及のための施策協調を軸とした二国間協力プログラムを形成する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>【日米】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年8月に日米環境政策対話を実施し、日米共同声明を発表。</li> <li>平成28年5月のG7富山環境大臣会合の際に、日米二国間の環境協力に関する共同声明を発表。同声明の中で、パリ協定採択に向けて協働したこと、世界適応ネットワーク(GAN)を通じた適応に関する知見共有活動に関して協力することを確認。</li> </ul> <p>【日独】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年5月に日独環境政策対話を実施し、脱炭素社会に向けた低炭素技術普及を推進するための二国間協力に関する共同声明への署名を実施。</li> </ul> <p>【日仏】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年12月にパリで行われたCOP21の際に、低炭素で環境に優しい社会を構築するための二国間連携に関する協力覚書への署名を実施。</li> </ul>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):なし</p> <p>平成27年度(執行ベース):なし</p> <p>平成28年度(当初予算):74,000千円(の内数)</p>		
今後の課題・方向性等	<p>【日米】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き気候変動対策の実践に関する情報の共有・交換及び知見共有ネットワークを通じて、適応能力の強化等を図る。</li> </ul> <p>【日独】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会に向けた低炭素技術普及を推進するための二国間協力に関する共同声明に基づき、低炭素技術に関する情報交換や普及のための支援を検討する。</li> </ul> <p>【日仏】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低炭素で環境に優しい社会を構築するための二国間連携に関する協力覚書に基づき、フランスの特性に応じた技術の普及等を目指した長期的な温室効果ガス排出削減シナリオに関する情報交換を着実に実施するとともに、温暖化に関連する他の協力項目についても展開を検討するための検討会議を開催する。</li> </ul>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>日米及び日独間では環境政策対話を実施し共同声明を発表しており、温暖化対策の取組について国の内外に積極的に発信している。また、日仏の取組に関しても、平成27年12月にパリで行われたCOP21の際に、協力覚書への署名を実施し、両国における低炭素社会構築の推進について発信を行った。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	47	府省名	外務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	a),b),c)
施策等の名称	気候変動分野における途上国支援		
施策等の目的・概要	<p>2013年の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において、2013年から2015年までの3年間に途上国に対して官民合わせて1兆6000億円の支援を表明した。</p> <p>2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年における官民合わせて約1兆3000億円の途上国支援を表明した。</p> <p>また、途上国による気候変動対策を支援するために設立された緑の気候基金(GCF)への拠出を通じて、途上国の気候変動対策を着実に進めていく。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>2013年のCOP19に際して、途上国の緩和・適応対策に対し、2013年から3年間で官民合わせて1兆6000億円の支援を表明し、2013年から1年半あまりでこれを達成した。</p> <p>また、2014年11月のG20において、緑の気候基金(GCF)に対し、最大15億ドルを拠出する意図を表明し、2015年5月に15億ドルの拠出を決定した。その後、2015年11月に島嶼国案件を含む8つのプロジェクトが承認された。</p> <p>さらに、COP21の際には、東アジア首脳会議(EAS)参加国の政策担当者らを招いて「第4回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話」を実施する等、地域の気候変動交渉においても、リーダーシップを発揮すべく取り組んでいる。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):なし</p> <p>平成27年度(執行ベース):10,319,920(GCF)</p> <p>平成28年度(当初予算):18,021,353(GCF)</p>		
今後の課題・方向性等	<p>今後も途上国のニーズに合わせた支援を着実に実施していくとともに、「パリ協定」の規定を基礎に世界全体で気候変動対策の実効性が高まるよう、緑の気候基金(GCF)を活用した支援等を通じて気候変動交渉における途上国の前向きな姿勢を引き出していく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>2013年のCOP19に際して、途上国の緩和・適応対策に対し、2013年から3年間で官民合わせて1兆6000億円の支援を表明し、2013年から1年半あまりでこれを達成した。気候変動分野における途上国支援については、主にODAを通じた、被支援国のニーズを踏まえた支援を実施し、様々な機会を捉え日本の貢献を国内外に積極的にアピールしている。また、透明性の確保の観点から支援実績を含む「隔年報告書」をUNFCCC事務局に提出しており、日本語でもインターネット上で公開する等し、国民への説明責任を果たすべく取り組んでいる。(なお、2013-2014年実績については、2016年1月1日にUNFCCC事務局に提出済み)</p> <p>また、緑の気候基金(GCF)に関して、2015年11月の理事会において8件の案件が初めて承認されるなど、着実に支援を実施している。日本は理事会メンバーとして、案件採択に積極的に関与しており、右8件には日本が重視する島嶼国案件2件も含まれる等、戦略的に取り組んでいる。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	48	府省名	外務省・経済産業省・国土交通省・環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	(c)
施策等の名称	新たな国際枠組みの構築に向けた貢献		
施策等の目的・概要	平成23年(2011年)12月に南アフリカ・ダーバンで開催された、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において、平成32年(2020年)以降の新たな国際枠組みについて平成27年(2015年)までに合意し、平成32年(2020年)から発効・実施することが合意されている。我が国は、すべての国が参加する公平かつ実効性ある枠組みの構築を目指し、国際的な議論に積極的に貢献する。また、国際民間航空機関(ICAO)、国際海事機関(IMO)において、航空及び海運の国際交通分野からの温室効果ガス削減に関する議論に参加する。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連気候変動枠組条約の下での交渉に参加するとともに、国連での議論を促進するため、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)やペータースベルク気候対話などに参加した。平成26・27年(2014年・2015年)とともに、COP21にて、すべての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に合意することを目標として、精力的に主張を行った。</li> <li>・「気候変動に対するさらなる行動」に関する非公式会合、東アジア低炭素成長パートナーシップ対話、島嶼国やアジア諸国向け気候変動政策対話等の国際会議を東京等で開催し、議長国として議論を主導した。</li> <li>・国連気候変動枠組条約事務局に対して日本政府として文書での意見提出を行い、新たな枠組みのあり方についての見解を明確に示した。</li> <li>・COP21の首脳会合に合わせ途上国支援の増額、イノベーション強化からなる新たな貢献策「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」を発表し、パリ協定合意に向けた交渉を後押しした。特に、2020年における1.3兆円の途上国支援表明は同年における先進国からの1000億ドル供与との既存のコミットメント実現へ道筋をつけた。</li> <li>・国際交通分野からの排出削減のため、ICAOにおける市場メカニズムを活用した世界的な排出削減制度(GMBM)等や、IMOにおける省エネ運航を促進する燃料消費実績報告制度の導入に向けた議論を主導した。</li> </ul> <p>これらの我が国による貢献もあり、2020年以降の新たな枠組みについての交渉が行われたCOP21(平成27年度)では、歴史上初めてすべての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みとなる「パリ協定」が採択された。これにより、我が国の目標を達成することができた。</p> <p>平成28年度は、モロッコ・マラケシュで開催されるCOP22で、「パリ協定」を実効的なものにするために、他国と協力しながら「パリ協定」の実施のための指針等の策定に積極的に参画していく。また、国際交通分野において、他国と協力しながら議論に積極的に参画していく。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	なし	
	平成27年度(執行ベース):	なし	
	平成28年度(当初予算):	なし	
今後の課題・方向性等	「パリ協定」の実効性を高めるため、日本として、関連会合に参加し、他国と協力しながら「パリ協定」の実施のための指針等の策定に積極的に参画する。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>(我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。)</p> <p>COP21首脳会合や閣僚級会合等において、これまで我が国が実施してきた取組と、新たな貢献として「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」を発表したほか、緑の気候基金(GCF)等への資金拠出やJCMの推進などの我が国の国際的な貢献について、様々な機会を捉えて発信した。またCOP21会場にジャパンパビリオンを設置し、国内外における我が国の温暖化対策を国際社会に発信した。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	49	府省名	財務省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	地球環境ファシリティ(GEF)による開発途上国における地球環境保全支援		
施策等の目的・概要	<p>【目的】開発途上国における地球規模の環境問題(生物多様性、気候変動、国際水域、土地劣化、化学物質・廃棄物)への取組みを支援するために多国間資金メカニズムであるGEFに対して資金を拠出。</p> <p>【概要】GEFは世界銀行内に設置された信託基金であり、日本を含む183カ国が参加している。1991年のGEF設立以来、日本は20年以上にわたってGEFの活動を支援しており、平成26年度、平成27年度にはそれぞれ150億円ずつを拠出した。また、平成28年度においても150億円の拠出を予定している。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>GEFは1991年の設立以来、165カ国でおよそ4,000件のプロジェクトを実施している。また、GEFの投資は、他国や国際機関の投資を引き出す「触媒効果」を有しており、そのレバレッジ効果は平均約5倍であるなど費用対効果も非常に高い。また、4年に1回開催される総会及び1年に2回開催される評議会への出席を通じて、GEFの政策が日本の政策と可能な限り整合的なものとなるよう主張しているほか、GEFが支援する個別のプロジェクトについても日本の意向が反映されるよう意見提出を行っている。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 15,000,000</p> <p>平成27年度(執行ベース): 15,000,000</p> <p>平成28年度(当初予算): 15,000,000</p>		
今後の課題・方向性等	<p>GEFは、2014年5月の総会で合意された「GEF2020戦略」の実施及び「統合的アプローチ」の試行を通じて、途上国における環境悪化の根本的な原因に包括的に取り組むとともに、スケールの大きな成果を達成することを目指しており、こうしたGEFの取組は日本の政策とも整合的であることから引き続き積極的にGEFの活動を支援していく予定。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>我が国は、GEF第6次増資期間(2014年7月～2018年6月)におけるトップドナーとして、幅広い層の関係者の参画を得て行われる「統合的アプローチ」等の革新的なプログラムに取り組むGEFの活動を引き続き支援しており、他国からも評価を受けている。</p> <p>また、昨年10月には、石井菜穂子CEOが次期CEOに再任することが決定したが、これは石井CEOの卓越した指導力が評価された結果であるとともに、これまでのGEFに対する日本の貢献やGEFによる支援の効果が高く評価された結果であると考えられる。引き続き、GEFに対する日本の貢献が評価されるようGEF評議会等の場を通じて積極的に発信していく予定。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	50	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	国際機関を通じた気候変動対策への貢献		
施策等の目的・概要	国際機関を通じた気候変動対策として、経済協力開発機構(OECD)における地球温暖化対策と気候変動交渉のための検討、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)との協力によるワークショップや研修等を我が国等で実施することによる人材育成への貢献を行っている。		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OECDでは、気候変動政策の経済的分析を行うとともに、OECD加盟国及び気候変動枠組条約附属書I締約国の政府代表、専門家からなる気候変動専門家会合を、国際エネルギー機関(IEA)とともに開催・運営している。当該会合は年2回程度開催され、国連における気候変動交渉の進展状況を踏まえつつ、非公式に技術的・専門的な見地から検討を行い、交渉者間の知見の共有が促進されている。その議論及び公表成果物は、COP21のパリ協定採択に至る交渉プロセスへの重要なインプットとなった(例:削減目標のサイクル及び報告・レビューの仕組み)。</li> <li>・ IRENAと連携し、平成27年8月に、マレーシア・クアラルンプールにおいて、「小島嶼国における再生可能エネルギーのためのファイナンスワークショップ」を開催した。国際機関等による資金支援スキームや小島嶼国での再生可能エネルギー導入事例等の紹介、資金へのアクセスや人材育成等の課題や要望についての議論等を実施した。</li> <li>・ また、IRENAと連携し、平成28年2月に「アジア太平洋島嶼国における再生可能エネルギー導入支援研修」を日本で開催した。アジア太平洋島嶼国10カ国を招聘し、参加国における導入事例や課題の共有・議論、我が国の政策・制度や緑の気候基金(GCF)等による資金支援スキームの紹介、資金獲得のための提案書の作成に関する演習等を実施した。</li> </ul>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):11,136千円(※IRENAは該当なし) 平成27年度(執行ベース):39,613千円 平成28年度(当初予算):37,521千円		
今後の課題・方向性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OECDについては、パリ協定の詳細ルールの交渉状況を考慮しつつ、パリ協定における透明性枠組みや国際的な市場メカニズムの活用等をテーマに、OECD加盟国等からなる気候変動専門家会合を開催し、議論に貢献する。また開発途上国やNGO、産業界等ステークホルダーも参加するグローバル・フォーラムを開催し、より幅広い検討を行う。</li> <li>・ IRENAと連携したワークショップ及び訪日研修は、平成28年度も実施し、再生可能エネルギーの普及に引き続き貢献していく。</li> </ul>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<b>【今後の課題】</b> ⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。 <b>【進捗状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OECDの気候変動専門家会合では我が国からプレゼンテーションや発言を行い、これまで実施してきた国内対策の取組や透明性に関する国際貢献等について積極的に発信している。</li> <li>・ IRENAと連携したワークショップ及び訪日研修について、報道発表、IRENA総会での広報等により、国の内外に積極的に発信している。</li> </ul>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	51	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c
施策等の名称	短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ関連業務		
施策等の目的・概要	国際的な気候変動防止と大気汚染防止の双方の観点から設立された国際パートナーシップ「短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション(CCAC)」において、我が国の技術・経験を活かし、アジアでの活動を主導する。		
施策等の実施状況・効果	<p>これまでブラックカーボンを含む粒子状物質やメタン、HFCなど国内外の短期寿命気候汚染物質(SLCP)の削減取組を実施。</p> <p><b>【短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップへの拠出】</b> ・CCACに対し、平成24年4月に日本も参加を表明した。当枠組みに対し、CCACの活動に対して3か年で750万ドルを拠出。</p> <p><b>【短期寿命気候汚染物質削減対策調査】</b> ・各種発生源からのPM2.5等の排出量を把握するため、発生源調査を行った。また、国としての全排出量を把握するための推計方法論を検討し、各種統計データを収集し、排出量の推計結果について検証した。</p> <p>また、特にアジアにおいて、温暖化対策と大気汚染対策を同時に達成するコベネフィットプロジェクトや廃棄物処理の改善等に関する協力を推進してきた。</p> <p><b>【廃棄物分野】</b> CCACの「都市廃棄物ごみ管理イニシアティブ(MSWI)」において、CCACの事業実施パートナーである地球環境戦略研究機関(IGES)が、セブ市(フィリピン)、ピサヌローク市・ラヨン市・マプタブット市(タイ)、スラバヤ市(インドネシア)、バタンバン市(カンボジア)を対象に都市廃棄物管理改善に資する行動計画・実施計画策定に向け、ワークショップを開催するとともに、SLCP削減の観点からの廃棄物管理の向上に向けた提言を実施。</p> <p><b>【大気汚染分野】</b> 大気汚染の分野においては、国内及びアジア地域のSLCPの排出実態及び対策技術等の情報収集・蓄積を進めており、今後、我が国の知見や経験の海外への展開に向けた調査・発信を行う。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):295百万円 平成27年度(執行ベース):328百万円 平成28年度(当初予算):347百万円		
今後の課題・方向性等	CCACへの貢献を継続するとともに、SLCPの排出実態及び対策技術等に係る情報を十分に整備する。これにより、我が国の技術・経験を活かしたアジア地域におけるSLCP及びエネルギー起源CO2の一体的削減及びより効果的なSLCP削減の推進を実現させる。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b> ⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。</p> <p><b>【進捗状況】</b> 短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のための国際パートナーシップ(CCAC)第5回閣僚級会合が昨年12月に開催され、我が国からも出席。我が国がこれまで実施してきた、国内外におけるブラックカーボンを含む粒子状物質やメタン、HFCなど国内のSLCPの削減取組を発表。 またCCACのもとに設置されている都市廃棄物イニシアティブにおいて、適切な廃棄物システム構築のための「SLCP削減量試算ツール」の策定と国内外への普及を推進中。試算ツールはIGESによる策定が完了しており、今後、CCACの技術レビューパネルによる評価を経て、ウェビナーやワークショップを通じた普及活動を実施予定。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	52	府省名	環境省
重点検討項目番号	②	検討内容の詳細記号	c)
施策等の名称	G7富山環境大臣会合での議論を通じたG7における地球温暖化対策の推進		
施策等の目的・概要	5月15,16日開催のG7富山環境大臣会合において、パリ協定の採択を受けた新たなフェーズでの地球温暖化対策「実施のための行動元年」である2016年にふさわしい、環境施策の取組を議論し、また、その内容を力強いメッセージとして発信し、持続可能な社会に向けたG7各国、あるいは各国間で協調した取組をさらに促進する。		
施策等の実施状況・効果	<p>G7富山環境大臣会合においては、気候変動・地球温暖化対策が大きな議題の一つとして取り上げられ、また、他の主要議題である持続可能な開発のための2030アジェンダ、資源効率性・3R、生物多様性、化学物質管理、都市の役割、及び海洋ごみにおいても気候変動・地球温暖化対策との関連性を強く意識した施策を充実させることが必要との共通理解のもと、我々が直面する様々な課題の解決に向けて、G7各国における対策の推進に関する強い意志を示し、世界全体での取組の強化を呼びかけた。</p> <p>気候変動・地球温暖化対策では、全ての国による対策の実施が求められていることから、パリ協定の早期発効に向け、各国の締結手続きを進めるとともに、国際的なルール作りの議論を進める必要があり、また各国が国内対策を早期かつ着実に実施することが何よりも重要であり、議長国日本としてリーダーシップを発揮することができた。さらに、長期温室効果ガス低排出発展戦略を可能な限り早期に、かつ十分にCOP21で定められた期限内に策定し提出することなどに合意した。同時に、途上国の実施を促進すべく、支援についても引き続き取り組んでいくことを確認した。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):なし 平成27年度(執行ベース):なし 平成28年度(当初予算):181,813千円		
今後の課題・方向性等	今後は、今次会合の成果を基に、各国がそれぞれ、また協調しながら、施策をさらに進めていくこととなる。我が国としては、省エネルギー、再生可能エネルギー等の得意とする技術や知見、経験を活用し、二国間クレジット制度(JCM)も含め、各国での協調を深めながら、国際的な連携を強化していく。 国内においても、平成28年5月に閣議決定した地球温暖化対策計画に基づき、長期的な排出削減も視野に入れ、取組の強化を図る。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p><b>【今後の課題】</b></p> <p>⑦我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。</p> <p><b>【進捗状況】</b></p> <p>地球温暖化対策計画やJCMについて、我が国の地球温暖化対策に取り組む姿勢を示すものとして、G7富山環境大臣会合において紹介した。その結果、全ての国が気候変動対策を実施すべく、各国が決定する貢献の早期かつ着実な実施により、G7各国がリーダーシップを示すことを決意した。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	53	府省名	環境省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	日本における気候変動による影響の評価の取りまとめ		
施策等の目的・概要	政府全体の「適応計画」策定にあたっては、気候変動が日本にどのような影響を与えるのかを把握し、それを踏まえる必要がある。そのため、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、既存の研究による気候変動の将来予測や、気候変動が日本に与える影響の評価について審議を進め、その結果を「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」として取りまとめる。		
施策等の実施状況・効果	政府の適応計画を策定する際に、どのような分野や項目で影響が現れるのか、また対策が必要となるのかなどを抽出することができるよう7つの分野、30の大項目、56の小項目に整理し、気候変動の影響について、500点を超える文献や気候変動及びその影響の予測結果等を活用して、重大性(気候変動は日本にどのような影響を与えるのか、また、その影響の程度、可能性等)、緊急性(影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期)及び確信度(情報の確からしさ)の観点から評価が行われた。 平成27年1月から2月にかけて実施されたパブリック・コメントの意見も踏まえ、平成27年3月に中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられ、環境大臣に意見具申がなされた。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): なし 平成27年度(執行ベース): なし 平成28年度(当初予算): 50,000千円		
今後の課題・方向性等	気候変動影響評価報告書において情報が不足しているとされた分野・項目について調査・研究を進める必要がある。 将来の気候変動及びその影響の予測・評価には不確実性があるため、気候変動について科学的な正しい理解の向上に向けて、予測・評価手法の開発・改良と精度の向上を図る。また、気候変動の影響、適応に関するコストや環境・社会に与える影響、影響の定量的な評価、発生確率の提示、適応に係る技術等に関する調査・研究を推進し、科学的知見の充実に努める必要がある。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	【今後の課題】 ①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。 ②気候変動への適応について、気候変動による我が国への影響や諸外国の状況を踏まえ、国民への情報提供に努めるとともに、我が国においても平成27年夏を目途として政府全体の適応計画の策定を進める必要がある。また、策定後には適切な進捗管理を行うことが重要である。 【進捗状況】 平成27年3月に中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられ、環境大臣に意見具申がなされた。これを踏まえ、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定した。		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	54	府省名	内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	「気候変動の影響への適応計画」策定		
施策等の目的・概要	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書においては、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されている。気候変動の影響に対処するため、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進める。		
施策等の実施状況・効果	<p>第四次環境基本計画においては、短期的影響を応急的に防止・軽減するための適応策の推進と中長期的に生じ得る影響の防止・軽減に資する適応能力の向上を図るための検討を行うとされている。</p> <p>これを踏まえ、平成27年9月に、気候変動の影響への適応に関し、関係府省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議を設置した。</p> <p>気候変動による様々な影響に対し、政府全体として、全体で整合のとれた取組を計画的かつ総合的に推進するため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的・国際的施策を定めた、政府として初の「気候変動の影響への適応計画」が平成27年11月に閣議決定された。</p> <p>本計画の概要を国連気候変動枠組条約事務局に提出し、またCOP21の機会に「気候変動の影響への適応計画」についての情報発信をすることで、国際社会へアピールした。</p>		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): なし 平成27年度(執行ベース): なし 平成28年度(当初予算): なし		
今後の課題・方向性等	できるだけ手戻りを回避し適時的確に適応を進めていけるよう、気候変動及びその影響の観測・監視を継続して行い、最新の科学的知見を把握し、気候変動及びその影響の評価を定期的実施し、当該影響評価の結果を踏まえ各分野における適応策の検討・実施を行い、その進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返すことを通じ、政府一丸となって、気候変動の影響への適応を計画的に進めていく。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p>②気候変動への適応について、気候変動による我が国への影響や諸外国の状況を踏まえ、国民への情報提供に努めるとともに、我が国においても平成27年夏を目途として政府全体の適応計画の策定を進める必要がある。また、策定後には適切な進捗管理を行うことが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定した。また、本計画に関して、地方公共団体や一般国民向けに説明会を開催した。</p> <p>進捗管理については、本計画において「策定後、1年程度を目途に、諸外国における適応計画の進捗管理の方法について調査を行うとともに、その結果も踏まえ、計画的に、適応策の進捗状況を把握する方法の検討を行うこととする。(略)試行的な進捗状況の把握方法に関する検討や、国際的な動向も踏まえながら、本計画全体の進捗管理の方法の構築を図る。」こととしている。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	55	府省名	農林水産省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	-
施策等の名称	「農林水産省気候変動適応計画」の策定		
施策等の目的・概要	地球温暖化は確実に進んでおり、既に米や果実の品質低下、害虫の分布域の北上、回遊性魚介類の分布・回遊域の変化、豪雨の発生頻度の増加傾向などがみられ、今後も同様の被害や極端な気象現象が増加すると予測されている。 農林水産分野については気候変動の影響が大きい分野であることから、将来の影響予測等を踏まえた農林水産分野の気候変動適応計画を策定し、適応策を計画的に推進する。		
施策等の実施状況・効果	平成27年8月に「農林水産省気候変動適応計画」を策定し、科学的な将来影響評価研究や、中長期的視点を踏まえた品種・育種素材、生産安定技術等の開発、気候変動がもたらす機会を活用した取組を推進することとしている。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): -		
	平成27年度(執行ベース): -		
	平成28年度(当初予算): -		
今後の課題・方向性等	平成27年8月に策定した「農林水産省気候変動適応計画」に基づき着実に適応策を推進する。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>平成27年8月に「農林水産省気候変動適応計画」を策定した。今後、同計画に基づき着実に適応策を推進する。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	56	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	「国土交通省気候変動適応計画」の策定		
施策等の目的・概要	我が国の気候変動に関する状況は、既に人命や人の健康、社会経済活動に影響が及ぶ状況にあり、今後の影響の拡大を防ぐための適応を進める。		
施策等の実施状況・効果	地球温暖化の進行がもたらす気候変動等により懸念される影響に備えるため、我が国の適応計画(「気候変動の影響への適応計画」)が初めて策定されることとなった。このうち国土交通分野については、「国土交通省気候変動適応計画」を策定した上で、基本的考え方を「気候変動の影響への適応計画」に反映した。今後、「気候変動の影響への適応計画」及び同計画に基づき適応策を推進する。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):なし		
	平成27年度(執行ベース):なし		
	平成28年度(当初予算):なし		
今後の課題・方向性等	現在生じている、あるいは将来生じうる気候変動の影響による被害を最小化する施策を、様々な主体による適切な役割分担とできるだけ科学的な知見に基づいて適切な時期に計画的に講じる。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>① IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>平成27年11月に「国土交通省気候変動適応計画」を策定し、今後、同計画に基づき適応策を推進する。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	57	府省名	文部科学省
重点検討項目番号	②、③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	気候変動リスク情報創生プログラム		
施策等の目的・概要	<p>本プログラムは、地球温暖化への適応等に寄与する政策や対策の立案に資するとともに、自然災害に対応する持続的な社会を構築するためには、高い信頼性を有する気候変動予測情報や気候変動に関するリスク情報が不可欠であることから、予測の信頼性向上、リスクの生起確率(起こりやすさ)情報創出技術及び影響を評価する技術の開発を行い、気候変動によって生じる多様なリスクのマネジメントを可能とする基盤的情報を創出するとともに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的取組に貢献することを目的としている。</p> <p>また、本プログラムの研究体制は、プログラムの根幹となる基盤モデルの開発(テーマA)、基盤モデルに物質循環や生物活動などの要素を加えた、より詳細な気候システムモデルの構築及び気候を安定化するための目標値の検討(テーマB)、影響評価研究に資するより詳細な気候情報の創出(テーマC)、自然災害に対する適応策や影響を最小限に抑える施策を提案するためのリスク予測や評価の実現(テーマD)、気候変動研究の推進・連携体制の構築(テーマE)、という多数テーマによる重層的かつ連続的な構造となっている。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>本プログラム(平成24年度～平成28年度)では、平成27年度までに、査読付き論文を累計988本、国際共同研究等の海外連携実績を累積83件、それぞれ達成し、着実に成果をあげている。IPCC第5次評価報告書(AR5)作成に向けた、モデル国際比較プロジェクト(CMIP5)参加モデルの中では、本プログラムで開発された我が国の気候モデルの引用数は世界トップクラスであり、AR5における気候モデル分野の引用論文数の日本人割合も6.5%と高い評価を受けている。</p> <p>研究の進展の中で、本プログラム独自の各テーマ連携によって「d4PDF」と呼ばれる地球温暖化に伴う気候変動の影響を評価する画期的なデータセットが作成され、関係省庁における活用も広がつつある。</p> <p>また、本プログラムの成果は、本プログラムの前身プログラムである「21世紀気候変動予測革新プログラム」(平成19年度～平成23年度)の成果とともに、中央環境審議会により取りまとめられた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」に多数引用され、「気候変動の影響への適応計画」に反映された。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース)： 790,384千円</p> <p>平成27年度(執行ベース)： 778,610千円</p> <p>平成28年度(当初予算)： 600,000千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>本プログラムは、自然災害リスク等を含む地球環境問題の対応策の立案等に資する確率を考慮した基盤的情報の創出を課題とし、これまでの気候変動予測研究の成果を最大限に活用しつつ、気候変動予測の研究開発をさらに推進してきた。その成果は、上記「施策等の実施状況・効果」に示しているように確実に社会に浸透し、社会実装につながりつつある。今後は、最終年度として、リスク情報の創出という本プログラムの目的を達成すべく、研究開発陣一体となって成果の取りまとめとその国内外への発信に取組む。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	—		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	58-1	府省名	文部科学省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	気候変動適応戦略イニシアチブ(気候変動適応研究推進プログラム(H22年度～H26年度)、気候変動適応技術社会実装プログラム(H27年度～H31年度))		
施策等の目的・概要	<p>本プログラムである気候変動適応技術社会実装プログラム(SI-CAT)は、複数のステークホルダーとの協働により必要な研究・技術開発を推進し、気候変動予測データ等を用いた地域等の適応策の立案等に資する情報を提供することを目的としている。</p> <p>事業の実施に当たっては、地方公共団体のニーズを踏まえた技術開発を適切に行うため、社会実装を主体的に担い、プロジェクト全体の方向性を決める社会実装機関と、技術開発を主体的に行う技術開発機関が深く連携することが必要となる。</p> <p>このため、社会実装機関が収集・分析を行った地方公共団体の気候変動適応策に関するニーズ及び地方公共団体と協力して作成した将来的かつ叙述的な社会・経済シナリオを作成し、これらの結果を基にして、技術開発機関において、信頼度の高い近未来予測技術、超高解像度ダウンスケーリング技術、気候変動の影響評価等の技術開発を行い、全国の地方公共団体が汎用的に活用可能な成果を創出し、気候変動適応策の検討・策定に貢献することとしている。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>前身の「気候変動適応研究推進プログラム」(平成22～26年度)では、各都道府県・市区町村等で気候変動策の検討に当たり、研究者と地方公共団体が連携し、対象地域の課題に対応した気候変動適応策の検討に資する技術開発を行った。このプログラムは、12の個別の研究課題で構成されたが、それぞれの課題が研究者と対象地域の地方公共団体等とでチームを構成し、いずれの課題も対象地域における気候変動適応策の検討に活用可能な科学的知見を創出した。</p> <p>「気候変動適応技術社会実装プログラム」(平成27～31年度)では、全国の地方公共団体等で適応施策の検討・策定に活用できる汎用的な基盤技術の開発・実装が目標であり、現在までに自治体ニーズの収集と平行し、それを踏まえた技術開発を行っている。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース): 484,996千円</p> <p>平成27年度(執行ベース): 579,230千円</p> <p>平成28年度(当初予算): 622,397千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>前身の「気候変動適応研究推進プログラム」においては特定の地域における適応策の検討・策定に活用されたが、日本全国の様々な地域で活用可能な基盤技術の開発には至らず、必ずしもニーズ・ドリブンではなかった側面が課題として浮き彫りになった。このために、広範かつ精度の高い地方公共団体のニーズ収集とそれを踏まえた汎用的な基盤技術の開発を行うことが必要となった。今プログラムの気候変動適応技術社会実装プログラム(SI-CAT)では、地方公共団体のニーズ収集を幅広く行うとともに精度を上げ、ユーザにとって使いやすいインターフェースを持ったアプリケーションの開発までを見据えた研究開発を推進している。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	—		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	58-2	府省名	文部科学省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	気候変動適応戦略イニシアチブ(地球環境情報統融合プログラム(H23年度～H27年度)、地球観測情報プラットフォーム構築推進プログラム(H28年度～H32年度(予定)))		
施策等の目的・概要	<p>本プログラムは、地球温暖化・気候変動に関する地球観測や気候変動予測等のデータ収集からそれらのデータを解析処理するための共通プラットフォームであるデータ統合・解析システム(DIAS)を国内外の多くの利用者に長期的・安定的に利用される「気候変動の適応・緩和をはじめとした多様な社会課題の解決に貢献する社会基盤」へと発展させることを目的としている。</p> <p>さらに、DIASは「日本再興戦略」において地球環境ビッグデータの戦略的共有・活用の国際的な拠点や、「科学技術基本計画」における地球環境情報プラットフォームの中核として、気候変動に起因する経済・社会的課題の解決への貢献も求められている。このため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)、海洋研究開発機構(JAMSTEC)、防災科学技術研究所(NIED)や、気象庁、国土交通省等の政府が保有する地球観測データ等を集約し、多分野・多種類のデータをリアルタイムで統合・解析するための情報基盤を構築するとともに、研究利用に加え、気候変動適応や再生可能エネルギーの導入等の公共・国際利用、産業利用も促進し、我が国の有する地球観測データ等によるイノベーションの創出を図ることも目的としている。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>前身の地球環境情報統融合プログラム(H23年度～H27年度)では、データ統合・解析システム(DIAS)の高度化・拡張を図るための研究開発を実施した。DIASを利用した研究課題数については、プログラム開始当初の2課題から65課題に増加し、また格納したデータセット数に関しても、175データセットから248データセットへ増加し、整備されたシステムは十分に活用された。</p> <p>「地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラム」(平成28年度～32年度)では、利活用を促進する為の更なるシステムの高度化と水課題等のアプリケーションの開発・実装を見据えてプログラムを開始したところ。またユーザーが本プラットフォームを長期的・安定的に利用することができるよう、ユーザーからDIASの利用料等を得ていく仕組みの検討を開始したところ。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース)： 403,420千円</p> <p>平成27年度(執行ベース)： 363,233千円</p> <p>平成28年度(当初予算)： 400,000千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>これまでDIASの開発は、文部科学省からの委託により、東京大学を中心に研究開発が、今後は、国から委託費のみに頼るのではなく、DAISを活用したソリューション提供等により民間活力による収益構造と運用体制への移行が必要と考えている。</p> <p>平成28年度から開始した地球環境情報プラットフォーム構築推進プログラムでは、衛星リモートセンシングデータの解析、加工、データ配布の数多くの実績があり、知財によって対価を得るソリューション提供モデルについての知見がある、一般社団法人リモート・センシング技術センターを中核に据えた。ITビジネスに関する豊富な経験を有するメンバーとDIASの構築に携わってきたメンバーを融合させることで、DIASを世界に先駆け気候変動適応・緩和策立案等に貢献する社会基盤に成長させる。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	—		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	59	府省名	国土交通省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	気候変動に関する科学的知見の提供		
施策等の目的・概要	我が国の地球温暖化の影響評価の調査研究や緩和策・適応策の検討に資する資料、地球温暖化の科学的理解に係る普及啓発のため、数値モデルによる実験の結果を「地球温暖化予測情報」として提供する。 我が国や世界の異常気象、地球温暖化などの気候変動及びそのほかの地球環境の変化の現状や見通しについての見解を「異常気象レポート」として公表する。 毎年、気候・海洋・大気環境の観測・監視結果を「気候変動監視レポート」としてとりまとめて公表する。		
施策等の実施状況・効果	平成26年度に我が国や世界の異常気象、地球温暖化などの気候変動及びそのほかの地球環境の変化の現状や見通しについての最新の見解を「異常気象レポート」として公表した。 平成26年度、平成27年度に、我が国と世界の気候や海洋、地球環境の変動に関する観測・監視の結果を「気候変動監視レポート」として公表した。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 沿岸防災気象業務 143,704 の内数、小笠原諸島気象業務 148,022 の内数、気候変動観測・監視業務 971,247 の内数、気候変動対策業務 65,019 の内数 平成27年度(執行ベース): 沿岸防災気象業務 190,887 の内数、小笠原諸島気象業務 146,020 の内数、気候変動観測・監視業務 973,207 の内数、気候変動対策業務 61,682 の内数 平成28年度(当初予算): 沿岸防災気象業務 148,274 の内数、小笠原諸島気象業務 146,020 の内数、気候変動観測・監視業務 931,127 の内数、気候変動対策業務 84,263 の内数		
今後の課題・方向性等	平成8年度より、我が国の地球温暖化の影響評価の調査研究や緩和策・適応策の検討に資する資料、地球温暖化の科学的理解に係る普及啓発のため、数値モデルによる実験の結果を「地球温暖化予測情報」として提供しているが、最新刊(第8巻)は、単一モデルの結果であり、不確実性の評価に課題があることから、複数モデルによる計算を行い、不確実性に関する情報を付加した予測情報(第9巻)を平成28年度に公表する。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	なし(本施策は第2回点検の対象外)		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	60	府省名	環境省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	環境研究総合推進費(S-8及びS-14)		
施策等の目的・概要	気候変動の影響への適応等に関し、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的としており、環境省がトップダウン的に研究テーマ等を決定して研究チームを競争的に選定する「戦略的研究開発領域」のプロジェクトとして、S-8(温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究:平成22～26年度)及びS-14(気候変動の緩和策と適応策の統合的戦略研究:平成27年度～継続中)を実施。		
施策等の実施状況・効果	S-8(平成22～26年度)については、我が国における地域ごとの影響予測や適応策の推進手法等に関する研究を行い、査読付き論文を計337編発表した。S-8の成果は、中央環境審議会により取りまとめられた「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」に多数引用され、「気候変動の影響への適応計画」に反映された。 S-14(平成27年度～)については、リスクマネジメントとしての気候変動対策の適切な計画立案に貢献すべく、多様な指標を用いた気候変動対策の多面的評価、費用便益分析、地球規模の緩和策と適応策の統合的なモデル開発、生態系保全による緩和策と適応策の統合等に関する研究開発を実施しており、査読付き論文17編を含む論文発表、国内外における学会発表等を実施しているところ。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):	310,620	
	平成27年度(執行ベース):	281,029	
	平成28年度(当初予算):	227,662	
今後の課題・方向性等	本事業は科学的意義、環境施策への貢献のいずれの観点からも上記「施策等の実施状況・効果」に示す成果が得られているところ。一方で、S-14に関しては5か年計画の調査で1年目が終了したところであり、環境施策への貢献に向けて今後も研究開発を進めていく必要がある。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進める上で、対策の効果や気候変動リスク等を勘案しつつ適切なコストで対策を実施していく必要があることから、こうした点を踏まえた研究開発の推進を図ってきている。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	61	府省名	環境省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	気候変動適応情報プラットフォームの構築		
施策等の目的・概要	「今後10年の我が国の地球観測の実施方針」(平成27年8月25日地球観測推進部会決定)及び「気候変動の影響への適応計画」(平成27年11月27日閣議決定)が策定されたことを受け、関係府省庁や試験研究機関等が保有するデータベース等の情報基盤を有機的に活用して、気候リスク情報等を各主体が活用しやすい形で提供することに加え、利用者のニーズに応じて影響評価や適応策の立案を容易化する支援ツールを開発・運用すること、また優良事例の収集・整理・提供を行うための「気候変動適応情報プラットフォーム」を構築する。		
施策等の実施状況・効果	気候リスク情報等は、各主体が適応に取り組む上での基礎となるものであることを踏まえ、多種多様な気候リスク情報等の収集と体系的な整理を行うための気候変動適応情報にかかるプラットフォームについて関係府省庁において検討を行うため、地球温暖化観測・情報利活用推進に関する関係府省・機関連絡会議において、「地球温暖化観測・情報利活用推進委員会」及び「気候変動適応情報プラットフォーム構築ワーキンググループ」の設置を決定した。また、「気候変動適応情報プラットフォーム構築ワーキンググループ」での検討結果を踏まえ、平成28年夏頃を目処に気候変動適応情報プラットフォームを立ち上げることを決定した。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース):なし 平成27年度(執行ベース):なし 平成28年度(当初予算): 30,069		
今後の課題・方向性等	各府省庁や試験研究機関等が保有するデータベース等の情報基盤を有機的に活用して、気候リスク情報等を各主体が活用しやすい形で提供することに加え、利用者のニーズに応じて影響評価や適応策の立案を容易化する支援ツールを開発・運用すること、また優良事例の収集・整理・提供を行うことに努める。また、これらの取組を通じ、科学的知見と政策立案との橋渡しを行う機能の構築を図る。さらに、幅広い主体に適応の意義や具体的取るべき行動をわかりやすく伝える人材等の育成を行う。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p>②気候変動への適応について、気候変動による我が国への影響や諸外国の状況を踏まえ、国民への情報提供に努めるとともに、我が国においても平成27年夏を目途として政府全体の適応計画の策定を進める必要がある。また、策定後には適切な進捗管理を行うことが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>気候変動への適応について、気候変動による我が国への影響や諸外国の状況を踏まえ、国民への情報提供に努める必要があることから、適応に関する情報をワンストップで様々な主体に提供できるよう、平成28年度夏頃を目処に気候変動適応情報プラットフォームを立ち上げる予定。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	62	府省名	環境省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	—
施策等の名称	地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業(モデル事業)		
施策等の目的・概要	地方公共団体における適応の取組を促進するため、先行的な適応の取組を実施している地方公共団体において気候変動影響評価の実施や適応計画の策定を支援するモデル事業を行う。		
施策等の実施状況・効果	平成27年度からモデル事業を実施。支援対象の11県・市(福島県・埼玉県・神奈川県・三重県・滋賀県・兵庫県・愛媛県・長崎県・熊本県・仙台市・川崎市)に対し、各地域における影響評価や適応策を検討するために必要な文献調査や有識者への照会、気象庁・管区气象台・地方气象台と連携した各地域の気象情報の提供、他の地方公共団体の事例調査、庁内検討会への参画、普及啓発資料作成支援等を実施。効果として、地域ごとの気候変動影響の整理、各地方公共団体が策定する環境基本計画や地球温暖化対策地方公共団体実行計画等への適応策の盛り込みや検討等の取組が促進された。		
施策等の予算額(千円)	平成26年度(執行ベース): 0		
	平成27年度(執行ベース): 71,830		
	平成28年度(当初予算): 93,260		
今後の課題・方向性等	本モデル事業は、平成27年度、28年度の2年間の予定。今後、モデル事業で得られた知見を整理し、気候変動適応情報プラットフォームへ提供し、他の地方公共団体への展開を図ることとしている。		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>①IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p>②気候変動への適応について、気候変動による我が国への影響や諸外国の状況を踏まえ、国民への情報提供に努めるとともに、我が国においても平成27年夏を目途として政府全体の適応計画の策定を進める必要がある。また、策定後には適切な進捗管理を行うことが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進める上で、適応については地域レベルでの気候変動の影響を踏まえた取組も重要であることから、モデル事業により地方公共団体の適応の取組促進を図っている。</p> <p>環境省が主催するセミナー(平成27年度は北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州で開催)等により、気候変動による影響や適応等について普及啓発・人材育成を図っている。</p>		

「地球温暖化に関する取組」  
に係る関係各府省の自主的点検結果(調査票)

整理番号	63	府省名	環境省
重点検討項目番号	③	検討内容の詳細記号	-
施策等の名称	適応に関する国際協力・貢献の推進		
施策等の目的・概要	<p>気候変動に脆弱な小島嶼開発途上国を含む開発途上国への支援については、各国のニーズや政策的優先課題を念頭に、ジェンダー配慮や地域住民の参加促進等の気候変動枠組条約の決定に基づく国別の適応計画の策定に関するガイドライン、ガイダンスに沿うように留意しつつ、我が国の適応計画策定の経験を踏まえ、相手国政府・関係機関との連携体制づくり等を通じて、途上国における気候変動影響評価と適応計画策定への協力を行う。</p> <p>気候変動の影響によりリスクが増大することが予測される、水資源・防災、食糧・農業、自然環境・生態系等の多様な分野において、我が国の技術や経験を活用しながら適応計画の策定にかかる気候変動の影響評価等を支援する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>○ モンゴルにおける気候変動影響評価支援業務について、平成27年度はモンゴル自然環境グリーン開発観光相(MEGDT)と日本環境省との環境協力覚書に基づいて(2015年5月4日更新)、モンゴル国の気候変動に対する適応計画の策定と実施のための、気候変動影響評価において協力した。</p> <p>○ インドネシアにおける地方適応計画策定のための気候変動影響評価支援業務について、平成27年度はインドネシア国家適応行動計画実施促進のための協力意向書(LOI)を結び(2016年3月15日)、気候変動適応のための国家行動計画(RAN-API)に規定されている地方の気候変動適応戦略・計画を策定することを目的とし、影響評価に関する能力を強化。平成28年度は日本とインドネシアの農業、水資源、沿岸域などの気候変動の影響の様々な分野の研究者、専門家と構成される気候変動の影響評価の合同専門家チームを設置し、対象地域(北スラバヤ、東ジャワ)において影響評価を実施した。</p> <p>○ 太平洋小島嶼国(フィジー、バヌアツ、サモア)において、脆弱性を科学的に評価するための方法論として、サイクロン由来の高潮・高波の長期的リスクを評価した。</p> <p>○ フィリピンにおける気候変動に考慮した土地利用の改善業務について、平成27年度はシラン・サンタロサ川流域における河川の流域レベルでの土地利用計画の改善を通じて気候変動政策(適応と緩和)を統合的にパイロット事業として実施した。</p> <p>○ アジア太平洋地域の開発途上国における気候変動影響評価および適応計画策定に関する能力向上ワークショップを平成27年度はタイとフィリピンにて各国政府関係者及び研究者、国際機関、金融業界等60名程度を招いて開催した。</p> <p>○ アジア太平洋地域共同研究ネットワーク(APN)を通じて、アジア太平洋地域を対象に途上国の地球環境変動に関する研究能力向上に重点を置いた研究支援や共同研究を促進。気候変動適応に関する研究テーマは平成26年度は9件、平成27年度は継続案件含め23件実施した。</p> <p>○ 国連環境計画 アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)を通じて、国際気候基金へのダイレクトアクセスを目的として、アジア太平洋地域において、適応基金へのダイレクトアクセスの能力開発を実施した。</p> <p>○ 世界適応ネットワーク(GAN)・アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)を通じた適応計画や施策等に関する知見共有を推進。平成26年度はAPANフォーラムをマレーシアにて開催、GANフォーラムをバナマシティにて開催、政府関係者、民間セクター、研究者、メディア等が参加した。</p> <p>○ ブータン国における気候変動対応低炭素・強靱化統合策を考慮した発展パスに関する研究を目的とした予備調査を平成27年度行い、ブータン側より共同研究の同意を得ると共にブータン側の気候政策推進状況を把握した。</p> <p>○ アジア工科大学(AIT)を通じた、気候変動ダウンスケーラー研修会を平成27年タイで開催し、アジア太平洋地域9か国から気候変動の意影響評価、国・地方別の適応戦略策定及び土地利用計画作成に携わる専門家の能力開発を支援した。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成26年度(執行ベース):</p> <p>平成27年度(執行ベース):</p> <p>平成28年度(当初予算):</p>		
今後の課題・方向性等	<p>平成27年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」の基本戦略の一つとして、「国際協力・貢献の推進」が位置付けられ、開発途上国に対する適応計画策定・対策実施支援、防災支援、人材育成、及び我が国の科学技術の活用を通じ、適応分野の国際協力・貢献を一層推進する。また、平成27年12月には、UNFCCC COP21において、適応と緩和を各国が推進していくことを規定したパリ協定が合意された。同協定7条においては、適応に対する行動を強化する協力(情報共有、組織の強化、科学的知見の強化等)を拡充するとともに、途上国に対する国際支援を継続的に提供することが合意されていることを受けて、今後の方向性としては、我が国の環境外交に資する途上国を中心として適応にかかる支援を強化していく。</p> <p>将来的に開発途上国が独自の知見により気候変動の影響評価の実施を行い適応計画の策定を行うための人材育成と、インドネシア、モンゴル、小島嶼国、フィリピン等における国家及び地方自治体の適応計画策定のための気候変動影響評価支援等を強化する事業を実施していく。</p>		
第2回点検(平成26年)で指摘した今後の課題に対応した進捗状況	<p>【今後の課題】</p> <p>① IPCC第5次評価報告書により、地球温暖化については疑う余地のないことが改めて指摘されるとともに、我が国においても、近年の猛暑や豪雨等の異常気象の多くは温暖化の影響である可能性が指摘されている。気候変動への国民の関心が高まっている状況を踏まえ、緩和・適応の両面で地球温暖化対策を進めることが喫緊の課題となっていることを認識する必要がある。</p> <p>⑦ 我が国がこれまで実施してきた多国間資金メカニズムへの資金拠出やJCM等の我が国の国際的な貢献、また国内での地球温暖化対策への取組について、国の内外に積極的に発信していくことが重要である。</p> <p>⑨ 気候変動への適応について、気候変動による我が国への影響や諸外国の状況を踏まえ、国民への情報提供に努めるとともに、我が国においても平成27年夏を目途として政府全体の適応計画の策定を進める必要がある。また、策定後には適切な進捗管理を行うことが重要である。</p> <p>【進捗状況】</p> <p>気候変動の影響評価を我が国の研究者並びに開発途上国の政府関係者・研究者を交えた影響評価を行うことにより、科学的な根拠に根差した地球温暖化対策・適応策を進めることに寄与。二国間協力事業や開発途上国の政府関係者・研究者を対象にした能力開発を行い、また上記の成果を広報(ウェブやパンフレット等)して普及啓発を行うことにより、国内外において適応の重要性を発信して認識を高めている。</p> <p>また、平成27年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」の基本戦略の一つとして、上記の通り国際協力を適応計画にかかる気候変動の影響評価等支援を実施。</p>		